

# 第4章

## 地域の中の小規模事業者

地域内を主たる商圈とする小規模事業者は、地域経済の重要な担い手の一員である。一方、我が国では、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来が予測されており、今後、地域における域内需要が縮小し、小規模事業者を取り巻く事業環境が年々厳しさを増していくことが懸念されている。

本章では、上記のような認識に基づき、地域における小規模事業者について人口増減との関係から分析するとともに、地域における小規模事業者の意義等について多面的に示していくこととする。

### 第1節 地域における人口の増減と小規模事業者数

本節では、地域における自治体の人口規模と小規模事業者数の視点から分析を行う。

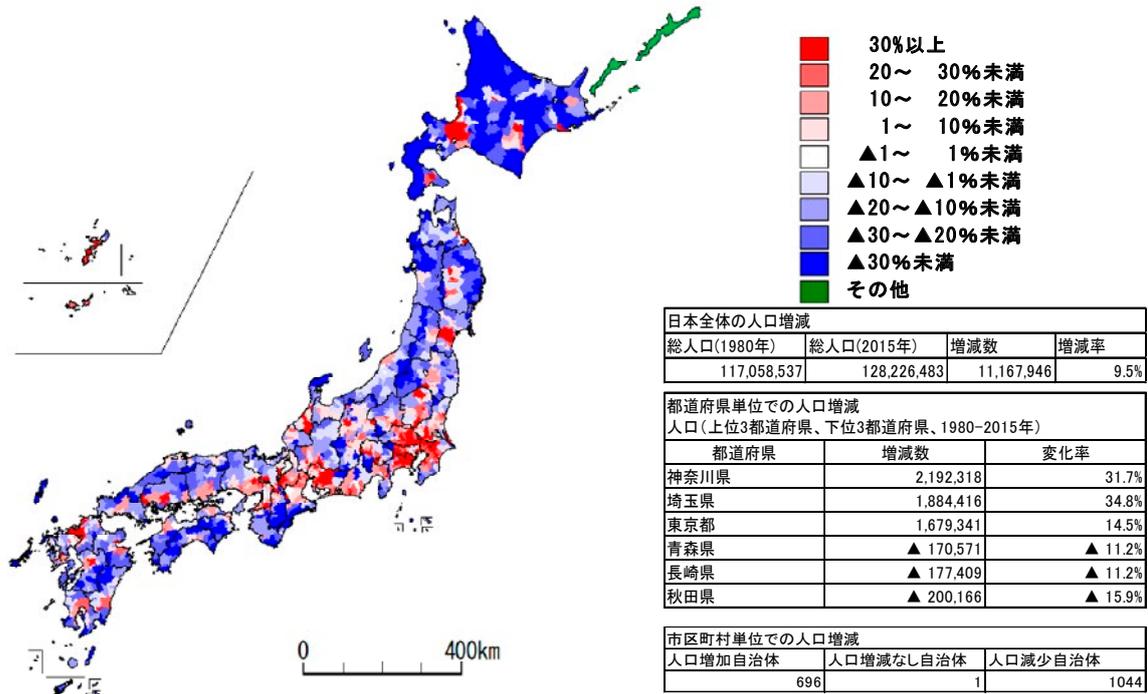
#### 1 我が国の人口構造の変化について

まず、我が国の人口変化について見ていくこととする。第1-4-1図は、1980年から2015年までの人口増減を市町村別に示したものである。

これを見ると、この35年間に我が国の人口は

全体としては約1,117万人増加しているが、その要因は東京特別区や政令指定都市、県庁所在地を中心とした都市部での人口増加によるものであり、地方ほど人口減少が著しいことが分かる。

第1-4-1図 市町村別で見た我が国の人口変化（1980年-2015年）



資料：総務省「昭和55年国勢調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」により中小企業庁作成。

(注)1. 国勢調査は1980年10月1日時点、住民基本台帳は2015年1月1日時点での数値となっていることに注意が必要である。

2. 国勢調査と住民基本台帳では調査方法が異なっていることに注意が必要である。

3. 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

第1-4-2図は地域を「東京特別区+政令指定都市」、「県庁所在市及び30万人以上都市」、「地方都市」及び、「郡部の町村」の4区分に分け、1980年を基点として2015年までの人口の増減率を示したものである。

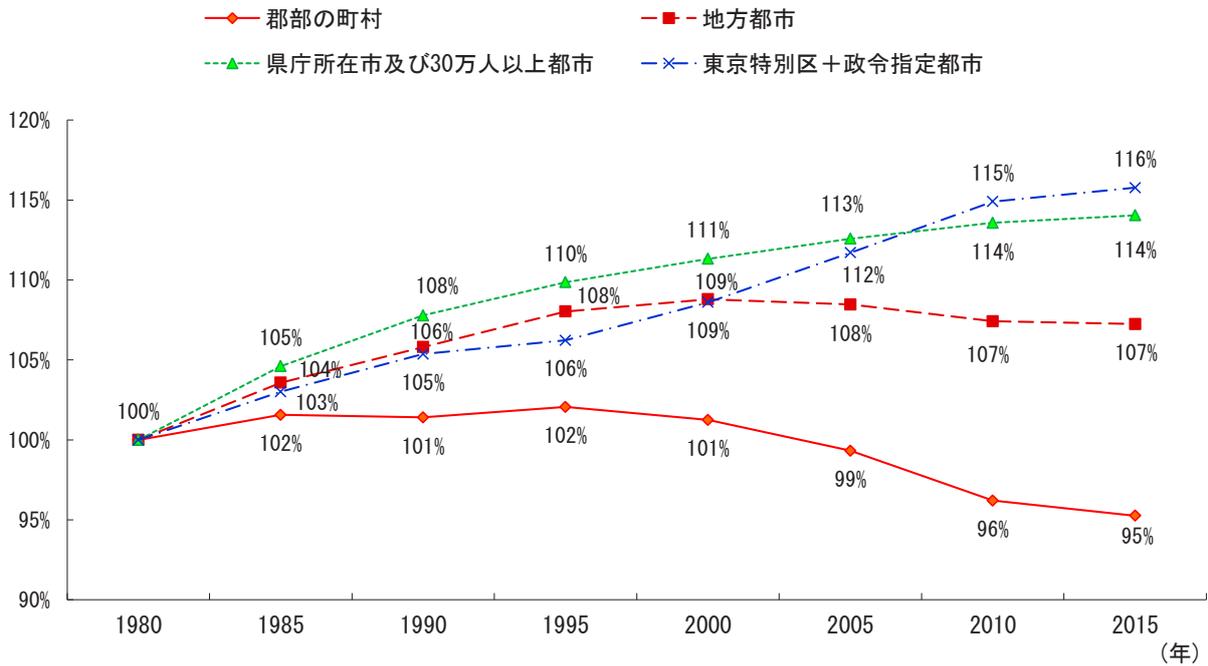
これを見ると「東京特別区+政令指定都市」と「県庁所在市及び30万人以上都市」では、1980年から2015年まで人口の増加が続き、同期間中に「東京特別区+政令指定都市」は16%、「県庁所在市及び30万人以上都市」は14%、それぞれ人

口が増加した。

また、「地方都市」の人口は、1980年から2000年までの間に9%増加したものの、2000年から2015年にかけては微減から横ばいの傾向となっている。

他方、「郡部の町村」の人口は、1980年から1995年までは微増から横ばいで推移していたが、1995年から2015年にかけて減少傾向にあることが分かる。

第1-4-2図 1980年－2015年地域区分別の人口増減率



資料：総務省「国勢調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」により中小企業庁作成。  
 (注) 1. 1980年から2010年の人口は総務省「国勢調査」、2015年の人口は総務省「住民基本台帳」に基づく。  
 2. 国勢調査は各年共に10月1日時点、住民基本台帳は平成27年1月1日時点での数値である。  
 3. 国勢調査と住民基本台帳では調査方法が異なっていることに注意が必要である。  
 4. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。  
 5. 「住民基本台帳(27年1月1日)」時点の市区町村区分(1,741市区町村)を全ての年次に適応して集計している。

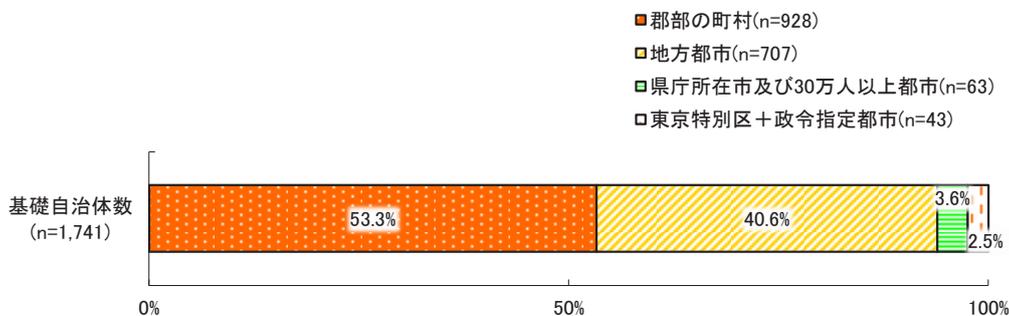
なお、我が国の基礎自治体数を上記の4つの地域区分で示したものが第1-4-3図であり、我が国の人口を4つの地域区分で示したものが第1-4-4図である。

これを見ると、自治体数では過半数を超える

「郡部の町村」が、人口では8.9%を占めているに過ぎない。

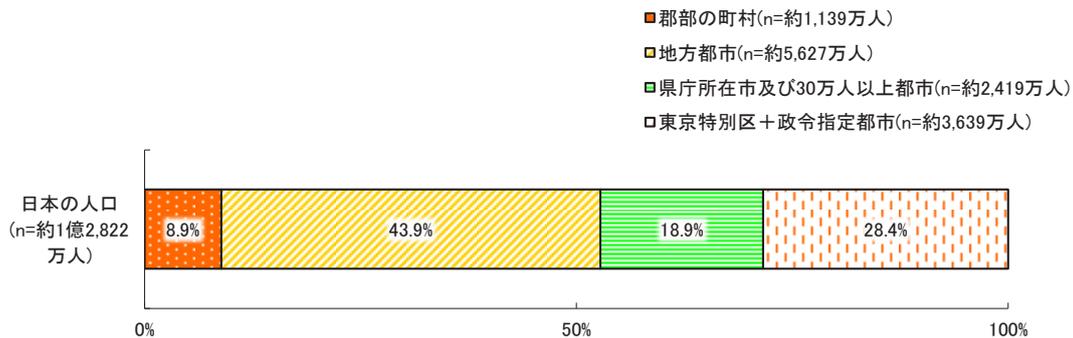
また、「郡部の町村」と「地方都市」を併せた基礎自治体数は全体の9割を超えているのに対し、人口では約5割にとどまっていることが分かる。

第1-4-3図 基礎自治体数の地域区分別構成



資料：総務省「住民基本台帳(2015年1月1日)」  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

第1-4-4図 我が国人口の地域区分別構成



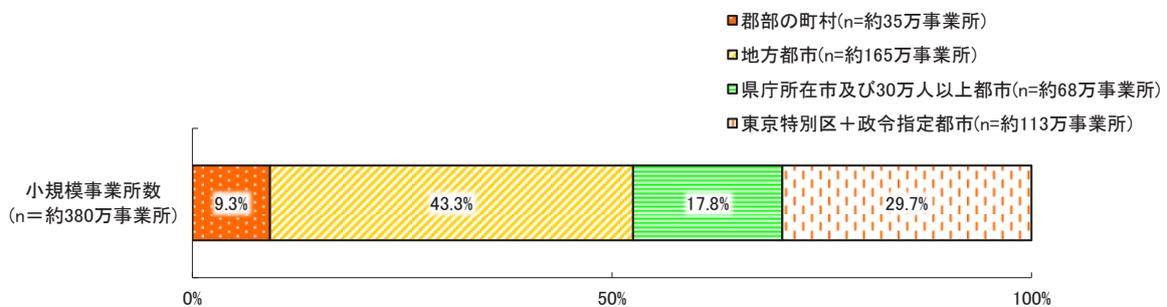
資料：総務省「住民基本台帳(2015年1月1日)」

(注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

また、我が国の小規模事業所が、地域区分別にどの程度存在しているのかを示したものが第1-4-5図であり、我が国の小規模事業所に勤務する従業者が、地域区分別にどの程度存在しているのかを示したものが第1-4-6図である。

これを見ると、「小規模事業所数」と「小規模事業所従業者数」とともに、第1-4-4図で見た「地域区分別の人口」とほぼ同一の構成割合であることが分かる。

第1-4-5図 小規模事業所数の地域区分別構成割合



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

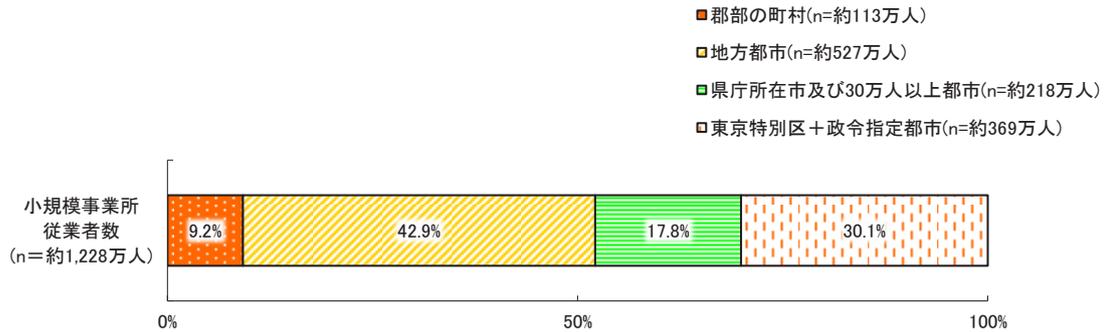
(注) 1. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

2. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。

3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下、または4人以下」の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模企業者の規準(常用雇用者20人以下(一部の業種は5人以下))ではない。

4. 非農林漁業のみを集計している。

第1-4-6図 小規模事業所従業者数の地域区分別構成割合



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

(注)1. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

2. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。
3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下、または4人以下」の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模企業者の規準(常用雇用者20人以下(一部の業種は5人以下))ではない。
4. 非農林漁業のみを集計している。

## 2 自治体の人口規模と小規模事業者数について

今後、我が国で本格的な人口減少社会の到来が予測されている状況下において、地域における小規模事業者の今後について考えるため、各地域における小規模事業所数が当該地域の人口とどのような関係にあるのか、さらに詳細に分析する。

まず、各自治体における小規模事業所の数と当該自治体の人口規模との関係について示したものが、**第1-4-7図**である。

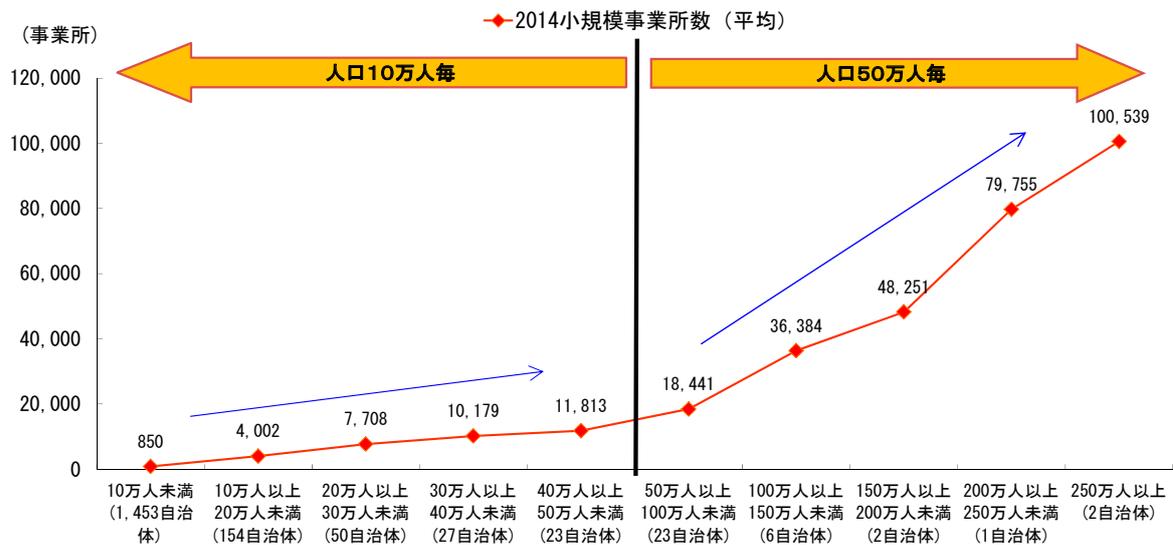
本図は、全国1,741の基礎自治体の人口規模(平成27年1月1日現在)と当該自治体における小規模事業所数の相関を見たものであるが、これ

を見ると、小規模事業所数が自治体の人口規模とほぼ正比例の関係にあることが分かる。

また、全国1,741の基礎自治体のうち、1,453自治体は人口10万人未満の自治体であり、全自治体数の83.5%を占めていることから、人口10万人未満の自治体について、人口規模2万人刻みで詳細に分析してみたのが**第1-4-8図**である。

ここでも同様に、小規模事業所数が自治体の人口規模とほぼ正比例の関係にあることが見て取れる。

第1-4-7図 自治体の人口規模と小規模事業所数の相関



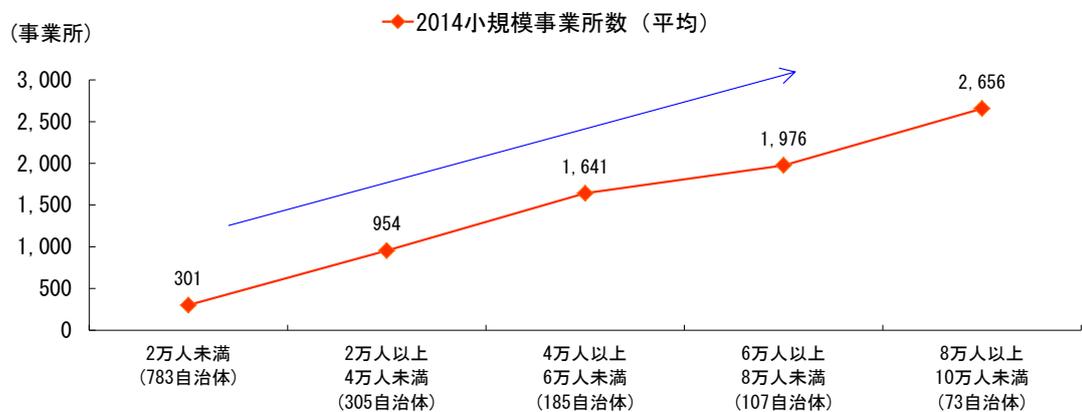
資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」

(注)1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。

2. 非農林漁業について集計している。

3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準(常用雇用者20人以下(一部は5人以下))ではない。

第1-4-8図 自治体の人口規模と小規模事業所数の相関(人口10万人未満の自治体)



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」

(注)1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。

2. 非農林漁業について集計している。

3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準(常用雇用者20人以下(一部は5人以下))ではない。

以上のように小規模事業所数は人口にほぼ正比例して存在していることが分かったが、人口1,000人当たりに対して、どのくらいの小規模事業所が存在しているのかを示したものが、第1-4-9図及び第1-4-10図である。

これを見ると、2015年の人口ベースでは、人口1,000人あたりの小規模事業所数は27~35事業

所となっており、全国平均では人口1,000人当たり30事業所となっている。

また、1990年の人口ベースでは、人口1,000人あたり34~51事業所となっており、全国平均では人口1,000人当たり40事業所となっている。

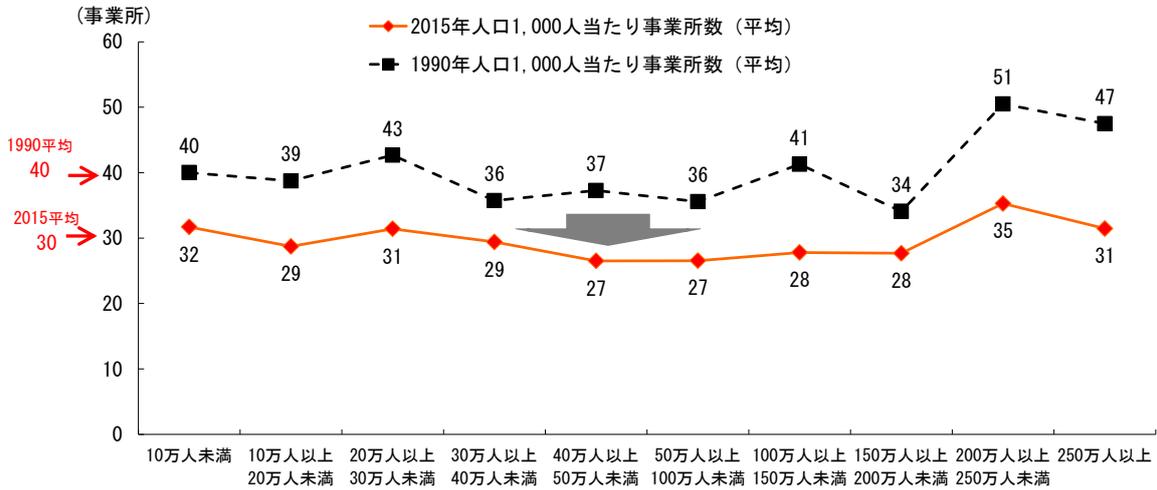
このように、全国平均で見た場合、人口1,000人あたりの小規模事業所数は、1990年から2015

年まで25年間に、40事業所から30事業所へ減少している。

このことは、地域の人口減少率を上回る早さで

小規模事業所数が減少していることを示しており、地域における小規模事業者が厳しい経営環境に直面してきていることが推察される。

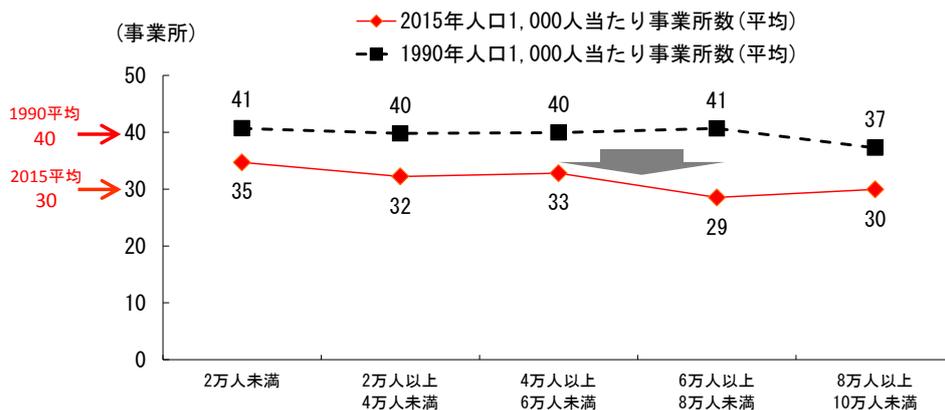
第1-4-9図 人口1,000人当たりの小規模事業所数



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省「平成3年事業所統計調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」、総務省「平成2年国勢調査」

- (注) 1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。  
 2. 非農林漁業について集計している。  
 3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準(常用雇用者20人以下(一部は5人以下))ではない。

第1-4-10図 人口1,000人当たりの小規模事業所数(人口10万人未満の自治体)



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省「平成3年事業所統計調査」、総務省「住民基本台帳(平成27年1月1日)」、総務省「平成2年国勢調査」

- (注) 1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。  
 2. 非農林漁業について集計している。  
 3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準(常用雇用者20人以下(一部は5人以下))ではない。

### 3 人口の増減と小規模事業所の増減について

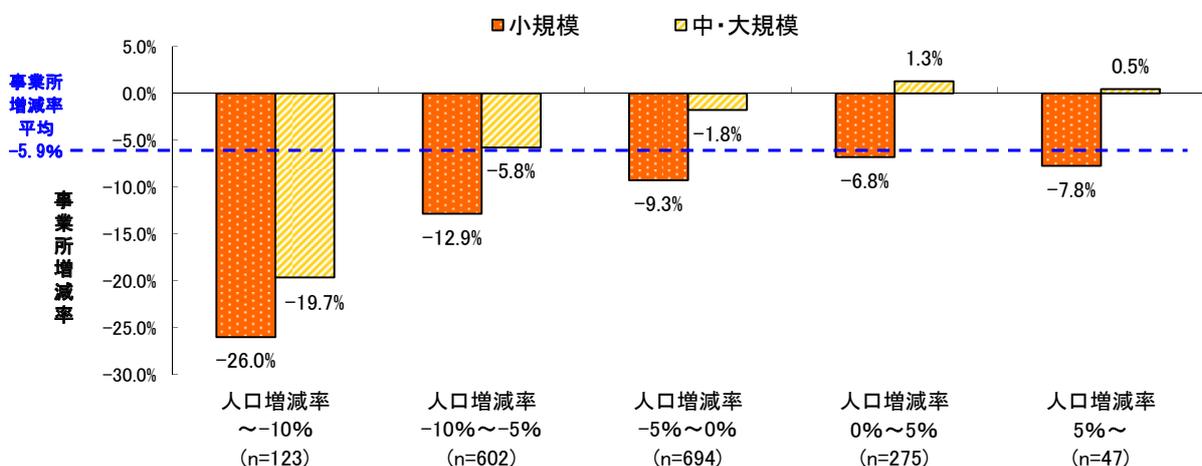
全国1,741の基礎自治体について、2010年から2015年の人口の増減率と2009年から2014年の規模別の事業所数の増減率の関係について示したものが第1-4-11図である。

これを見ると、特に、2010年から2015年の間に人口が▲10%超減少した123の基礎自治体では、小規模事業所数は▲26.0%、中・大規模事業所は▲19.7%と大幅な減少となっている。

また、人口減少率の高い自治体の方が、人口減少率の低い自治体よりも事業所数の減少率が高く、かつ、小規模事業所の減少率の方が中・大規模事業所の減少率よりも高くなっている。

このことは、小規模事業者の方が、中・大規模事業者よりも人口の影響を受けやすいことを示している。

第1-4-11図 人口増減率（2010年-2015年）と事業所増減率（2009年-2014年）の関係



資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」(09年)、総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」(14年)、総務省「住民基本台帳」(10年、15年)

(注) 1. 人口増減率は2010年～2015年、事業所増減率は2009年～2014年で比較している。

2. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。

3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下、または4人以下」の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模企業者の規準（常用雇用者20人以下(一部の業種は5人以下)）ではない。

4. 非農林漁業のみを集計している。

### 4 地方と大都市における業種構造の違いについて

ここでは、地方と大都市における業種構造の違いを比較してみることにする。

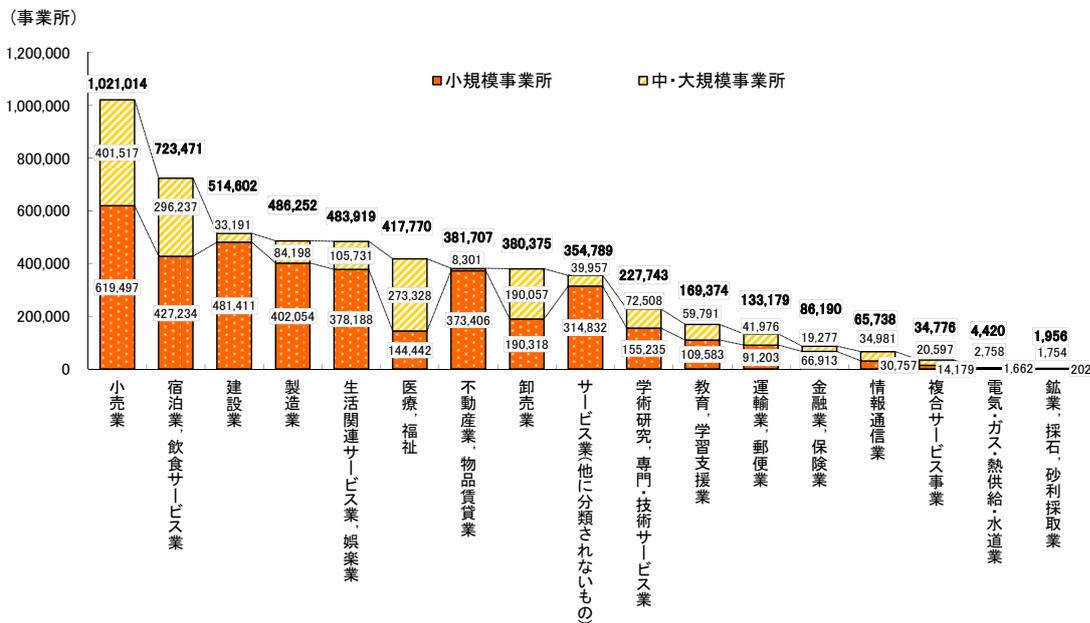
まず、この比較に先立ち、全国における業種別の事業所数を見てみることにする（第1-4-12図）。

これを見ると「小売業」が約102万事業所で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が約72万事業所、「建設業」が約51万事業所、「製造業」が約49万事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が約48万事業所などとなっている。

このうち、小規模事業者は、「小売業」が約62万事業所、「建設業」が約48万事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が約43万事業所、「製造業」が約40万事業所などとなっていることが分かる。

これをみると「小売業」が約102万事業所で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が約72万事業所、「建設業」が約51万事業所、「製造業」が約49万事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が約48万事業所などとなっている。

第1-4-12図 業種別事業所数（産業大分類）



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

(注) 1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない。

2. 非農林水産業について集計している。

3. 統計上の「事業所の従業者数19人以下・または4人以下」の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準（常用雇用者20人以下（一部は5人以下））ではない。

4. 従業者数が不明の事業所は除いている。

次に、地方と大都市における産業構造の違いを明確に示すため、「郡部の町村」と「大都市（東京特別区と政令指定都市）」の産業構造を比較し、人口1,000人当たりの業種別（産業大分類）の全事業所数について倍率比較したものが、第1-4-13図である。

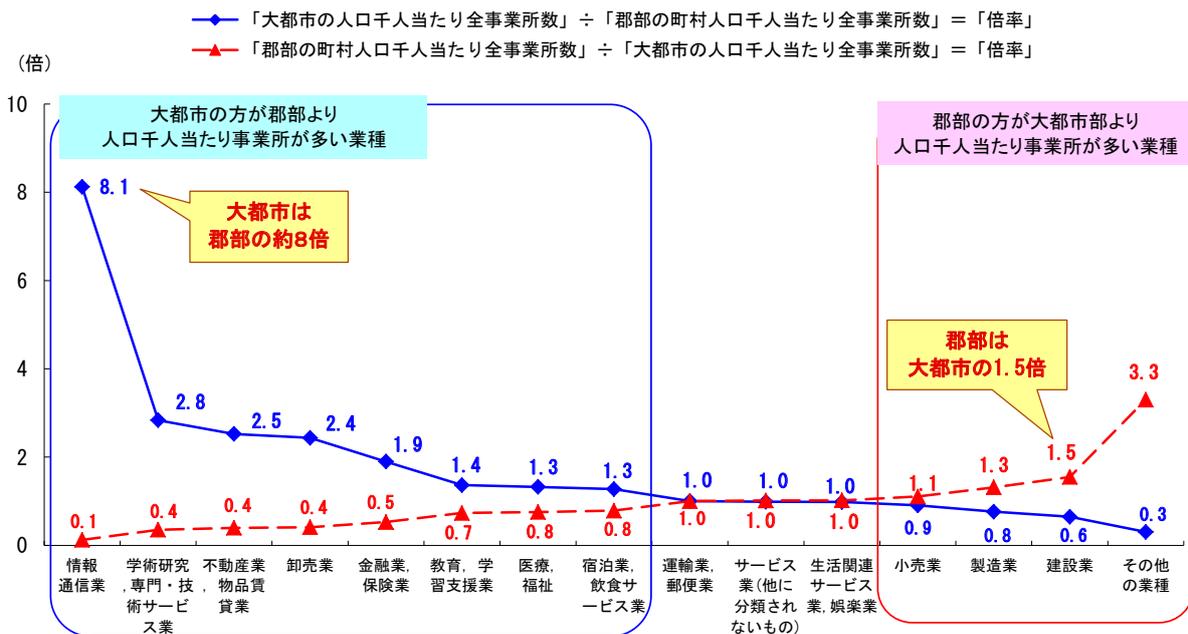
これを見ると、「大都市（東京特別区と政令指定都市）」の方が「郡部の町村」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は、「情報通信業」（8.1倍）、「学術研究、専門・技術サービス業」（2.8倍）、「不動産業、物品賃貸業」（2.5倍）、「卸売業」（2.4倍）、「金融業、保険業」（1.9倍）、「教育、学習支援業」（1.4倍）、「医療、福祉」（1.3倍）、「宿

泊業、飲食サービス業」（1.3倍）となっている。

一方、「郡部の町村」の方が「大都市（東京特別区と政令指定都市）」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は、「その他の業種」（3.3倍）、「建設業」（1.5倍）、「製造業」（1.3倍）、「小売業」（1.1倍）となっている。

また、美容業や理容業、洗濯業が中心を占めている「生活関連サービス業、娯楽業」（1.0倍）や自動車整備業が中心を占めている「サービス業（他に分類されないもの）」（1.0倍）、道路貨物運送業や道路旅客運送業が中心を占めている「運輸業、郵便業」（1.0倍）など、生活に密着した業種では地方と大都市の差が僅かとなっている。

第1-4-13図 人口1,000人当たり全事業所数（郡部と大都市の倍率比較）



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省住民基本台帳（平成27年1月1日）

(注)1. 本表における「大都市」とは、「東京特別区+政令指定都市」を指す。

2. 業種区分は、総務省「日本標準産業分類」の大分類。

3. その他の業種は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

次に、小規模事業所数について同様の比較を行ったものが、第1-4-14図である。

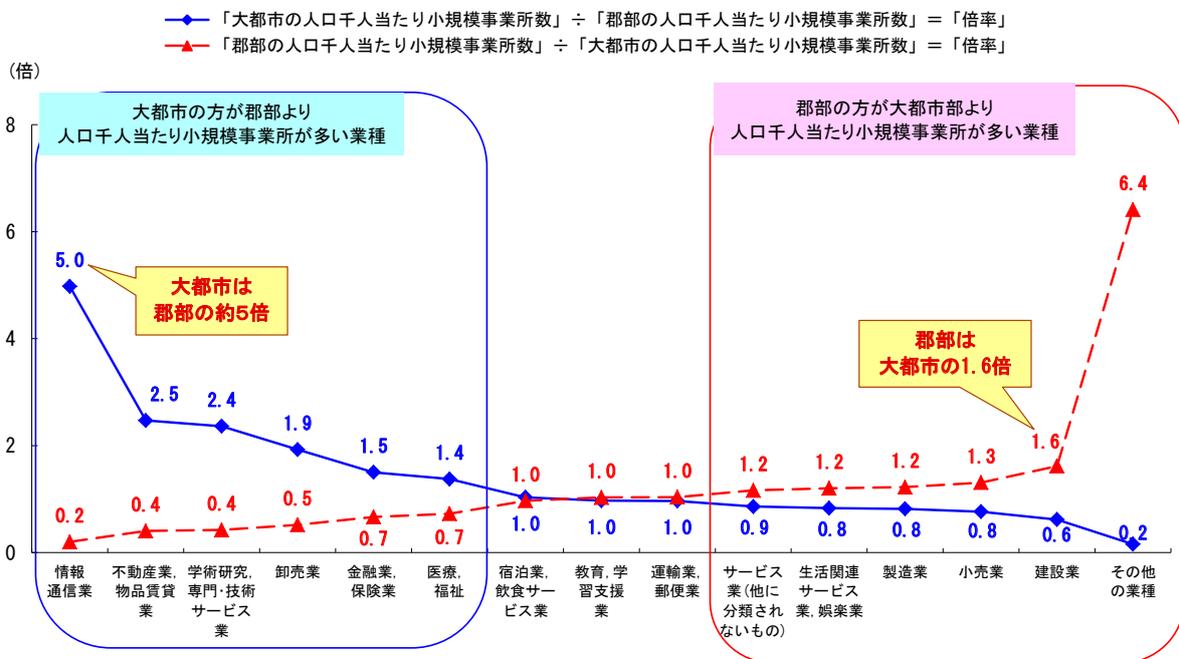
これを見ると、「大都市（東京特別区と政令指定都市）」の方が「郡部の町村」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は、「情報通信業」（5.0倍）、「不動産業、物品賃貸業」（2.5倍）、「学術研究、専門・技術サービス業」（2.4倍）、「卸売業」（1.9倍）、「金融業、保険業」（1.5倍）、「医療、福祉」（1.4倍）となっている。

一方、「郡部の町村」の方が「大都市（東京特

別区と政令指定都市）」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は「その他の業種」（6.4倍）、「建設業」（1.6倍）、「小売業」（1.3倍）、「製造業」（1.2倍）、であり、「生活関連サービス業、娯楽業」（1.2倍）、「サービス業（他に分類されないもの）」（1.2倍）となっている。

また、「宿泊業、飲食サービス」（1.0倍）、「教育、学習支援業」（1.0倍）、「運輸業、郵便業」（1.0倍）は、地方と都会の差が少ないものとなっている。

第1-4-14図 人口1,000人当たりの小規模事業所数（郡部と大都市の倍率比較）



資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省住民基本台帳（平成27年1月1日）

- (注) 1. 本表における「大都市」とは、「東京特別区+政令市都市」を指す。  
 2. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない  
 3. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準（常用雇用者20人以下（一部は5人以下））ではない。  
 4. その他の業種は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

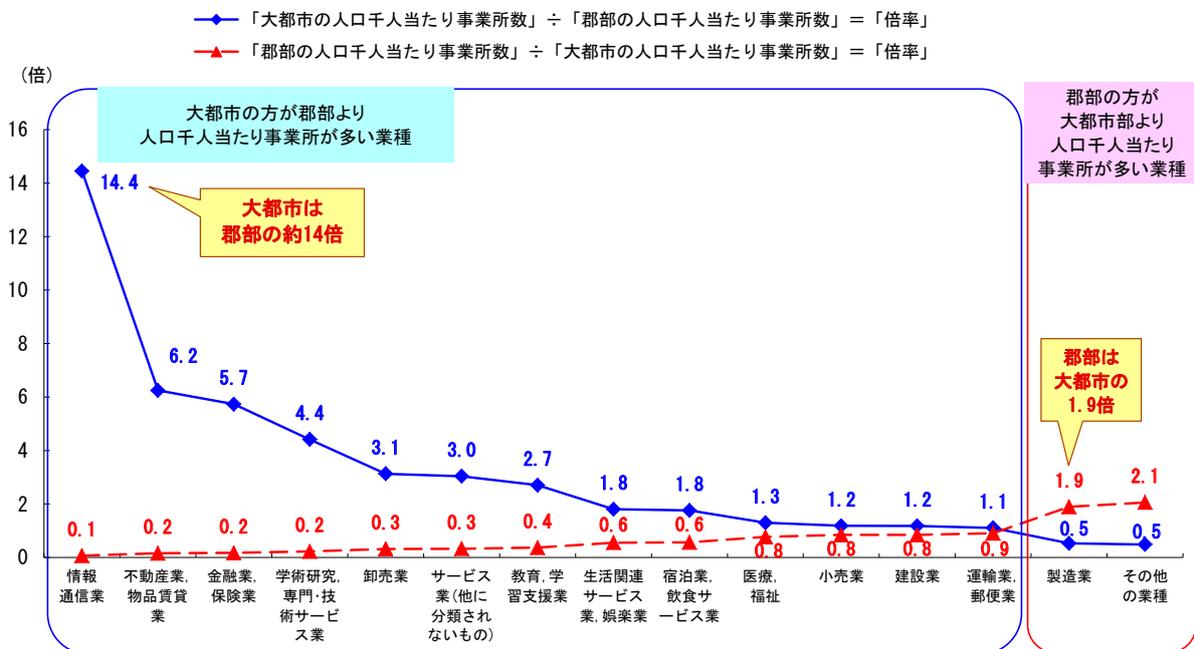
参考までに、中・大規模事業所数で同様の比較を行ったものが、第1-4-15図である。

これを見ると、「大都市（東京特別区と政令指定都市）」の方が「郡部の町村」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は、「情報通信業」（14.4倍）、「不動産業、物品賃貸業」（6.2倍）、「金融業、保険業」（5.7倍）、「学術研究、専門・技術サービス業」（4.4倍）、「卸売業」（3.1倍）、「サービス業（他に分類されないもの）」（3.0倍）、「教育、学習

支援業」（2.7倍）、「生活関連サービス業、娯楽業」（1.8倍）、「宿泊業、飲食サービス業」（1.8倍）、「医療、福祉」（1.3倍）、「小売業」（1.2倍）、「建設業」（1.2倍）、「運輸業、郵便業」（1.1倍）となっている。

一方、「郡部の町村」の方が「大都市（東京特別区と政令指定都市）」より人口1,000人当たりの事業所が多い業種は、「その他の業種」（2.1倍）及び「製造業」（1.9倍）となっている。

第1-4-15図 人口1,000人当たり中・大規模事業所数（郡部と大都市の倍率比較）



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」、総務省住民基本台帳（平成27年1月1日）

(注)1. 本表における「大都市」とは、「東京特別区+政令市都市」を指す。

2. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない

3. 統計上の「事業所の従業者総数20人以上・または5人以上」の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた中規模事業者の規準（常用雇用者21人以上（一部は6人以上））ではない。

4. その他の業種は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

第1-4-16図は、地域区別に小規模事業所数の業種別の構成割合を示したものである。

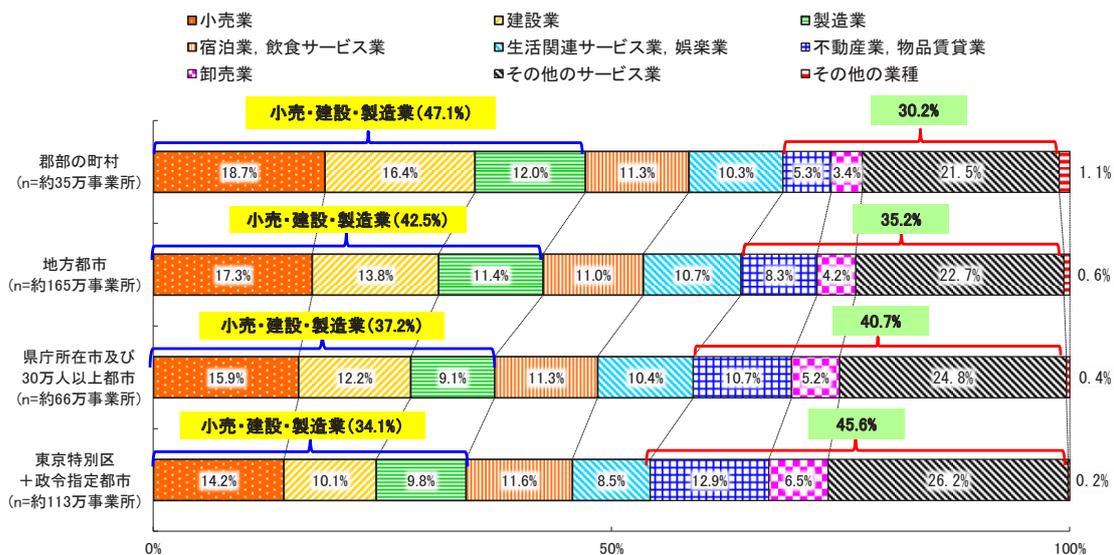
これを見ると「郡部の町村」では「小売業（18.7%）」、「建設業（16.4%）」及び「製造業（12.0%）」の3業種の占める割合が高く、併せて47.1%となっている。また、他の地域区分で、この3業種が占める割合を見ると、「地方都市」では42.5%、「県庁所在市及び30万人以上都市」では37.2%、「東京特別区+政令指定都市」では34.1%、となっている。

他方、「東京特別区+政令指定都市」では、「不動産業、物品賃貸業（12.9%）」、「卸売業（6.5%）」

及び「その他のサービス業（26.2%）」の3業種の占める割合が高く、併せて45.6%となっている。また、他の地域区分で、この3業種が占める割合を見ると、「県庁所在市及び30万人以上都市」では40.7%、「地方都市」では35.2%、「郡部の町村」では30.2%となっている。

このように、小規模事業所数においては、地方に行くほど「小売業」、「建設業」及び「製造業」の割合が高くなり、逆に都市部に行くほど「不動産業、物品賃貸業」、「卸売業」及び「その他のサービス業」など、サービス業を中心とした業種の割合が高くなっていることが分かる。

第1-4-16図 小規模事業所数の業種別構成割合（地域区分別）



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

(注)1. 事業所ベースであり、事業所を名寄せした企業ベースではない

2. 統計上の「事業所の従業者総数19人以下・または4人以下の公表値を使用しており、中小企業基本法に定められた小規模事業者の規準（常用雇用者20人以下（一部は5人以下））ではない。

3. 非農林漁業のみ集計。

4. 「その他のサービス業」は、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業・保険業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）を集計している。

5. 「その他の業種」は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

## 第2節 地域区分別に見た小規模事業者の事業活動

本節では、「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」<sup>1</sup>から得られたアンケート調査結果を基

に、小規模事業者の事業活動の様々な活動状況について地域区分別に見ていく。

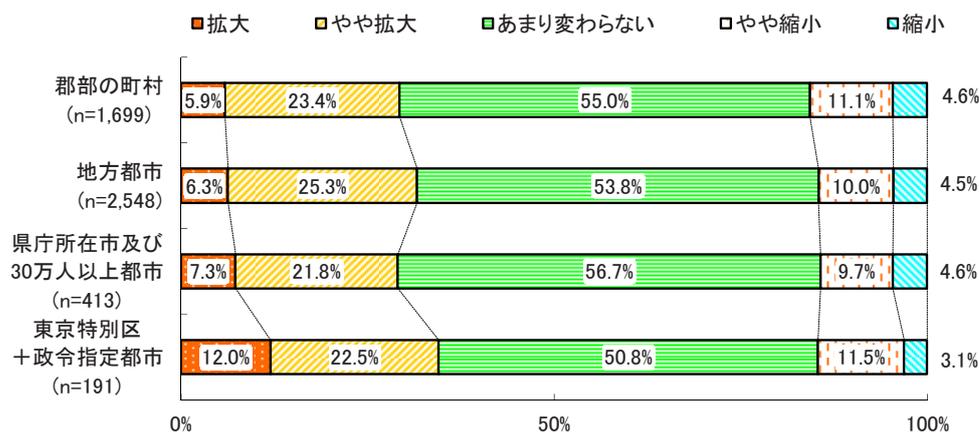
### 1 地域区分別に見た小規模事業者の事業活動

第1-4-17図は、直近3年間における小規模事業者の商圏の拡大・縮小傾向について、地域区分別に示したものである。

これを見ると、商圏が「拡大」又は「やや拡大」したとする者の割合は、「東京特別区+政令

指定都市」が34.5%、「県庁所在市及び30万人以上都市」が29.1%、「地方都市」が31.6%、「郡部の町村」が29.3%となっており、各地域区分における商圏の拡大傾向について大きな差異はないことが分かる。

第1-4-17図 地域区分別の商圏の拡大・縮小傾向（直近3年間）



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

<sup>1</sup> 中小企業庁の委託により、(株)日本アプライドリサーチ研究所が、2016年1月に、全国商工会連合会、日本商工会議所の会員のうち、小規模事業者を対象に実施したWebアンケート調査。有効回答件数4,857者。

次に、小規模事業者の直近3年間における地域区分別の売上高の傾向を示したものが、第1-4-18図である。

これを見ると、「郡部の町村」、「地方都市」及び「県庁所在市及び30万以上都市」ともに売上高の増加傾向は3割弱とほぼ同じ水準であり、差異は見られない。

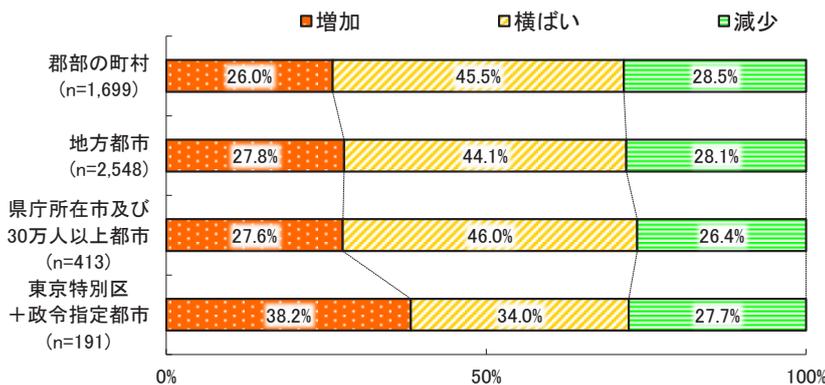
その一方、「東京特別区+政令指定都市」では、売上高が増加傾向であるとする者の割合が約4割と、他の地域区分に比して高い水準となっている。

また、今後3年間の売上高の見通しを示したも

のが、第1-4-19図である。

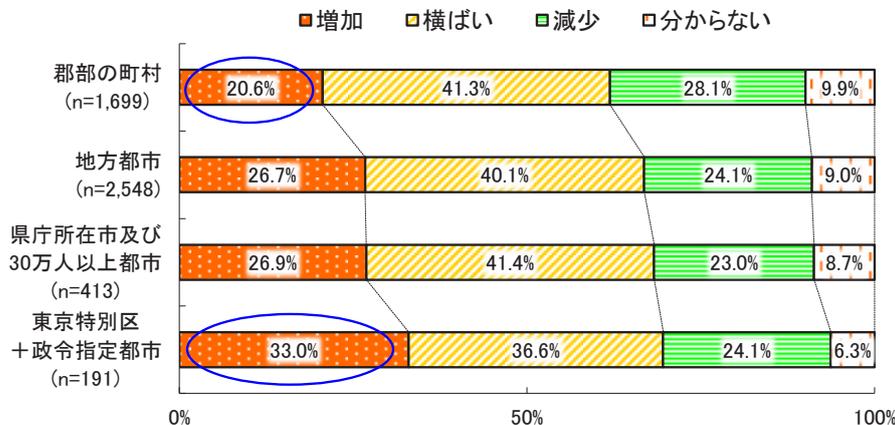
これを見ると、第1-4-18図で見た直近3年間の売上高については、「郡部の町村」において、増加傾向との回答は26.0%だったものが、今後3年間の売上高の見通しでは20.6%と増加傾向とする者の割合が低下している。また、「東京特別区+政令指定都市」でも同様に、38.2%だったものが、33.0%と割合が低下している。「郡部の町村」及び「東京特別区+政令指定都市」に所在する小規模事業者は、これまでの実績に比べ、今後の見通しにはやや弱気になっている傾向がうかがえる。

第1-4-18図 地域区分別の売上高の傾向（直近3年間）



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

第1-4-19図 地域区分別の売上高の見通し（今後3年間）

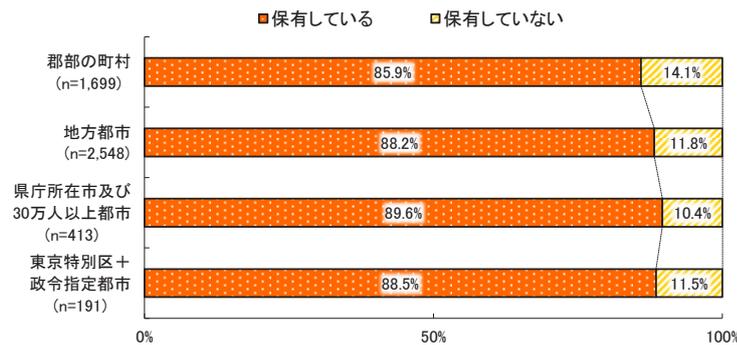


資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す

次に、地域区別に、小規模事業者のIT機器（情報通信機器）の保有状況を示したものが第1-4-20図、情報管理面におけるIT活用の有無を示したものが第1-4-21図、宣伝面におけるIT活用の有無を示したものが第1-4-22図である。こ

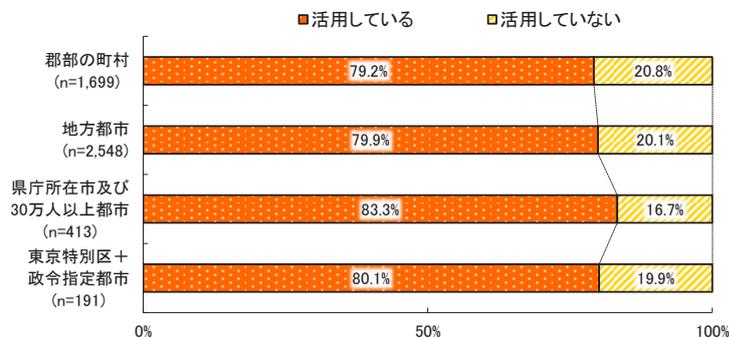
れを見ると、「宣伝面におけるIT活用の有無」についてのみ「郡部の町村」における活用割合がやや低いものの、ほかの地域区分ではいずれもほぼ同水準となっており、地域間で差異は見られない。

第1-4-20図 地域区別のIT機器（情報通信機器）の保有状況



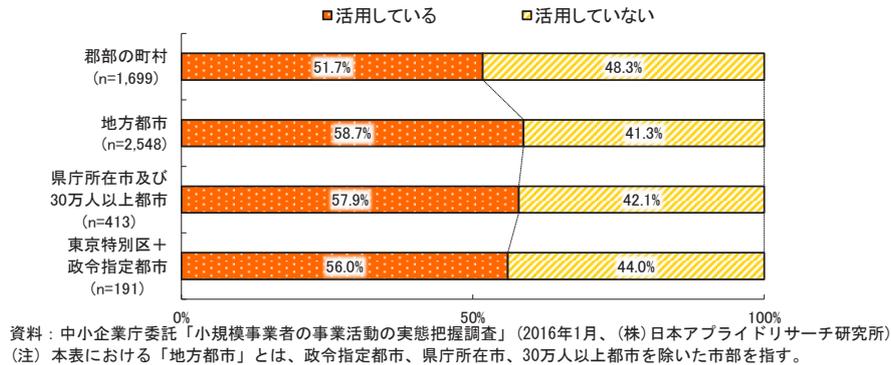
資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

第1-4-21図 地域区別の情報管理面におけるIT活用の有無



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

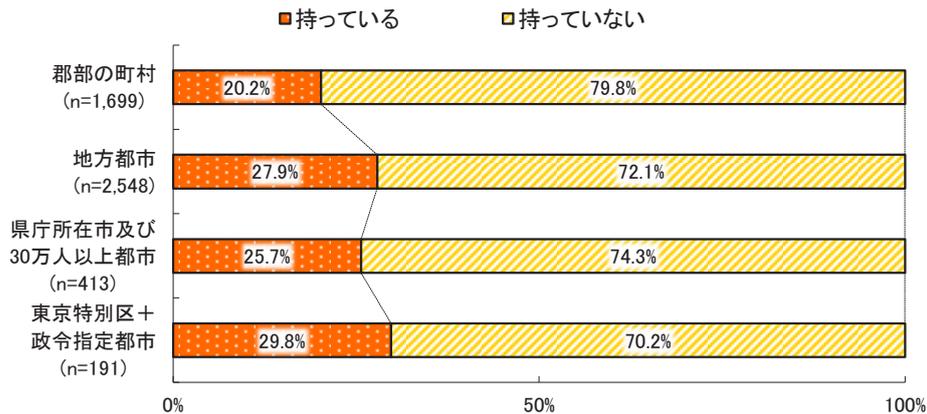
第1-4-22図 地域区別の宣伝面におけるIT活用の有無



次に、地域区別に小規模事業者の「知的資産の保有状況」を示したものが、第1-4-23図である。

これを見ると、知的資産の保有については、「郡部の町村」が20.2%と、それ以外の地域よりも低くなっている。

第1-4-23図 地域区別の「知的資産」の保有状況



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

(注) 1. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

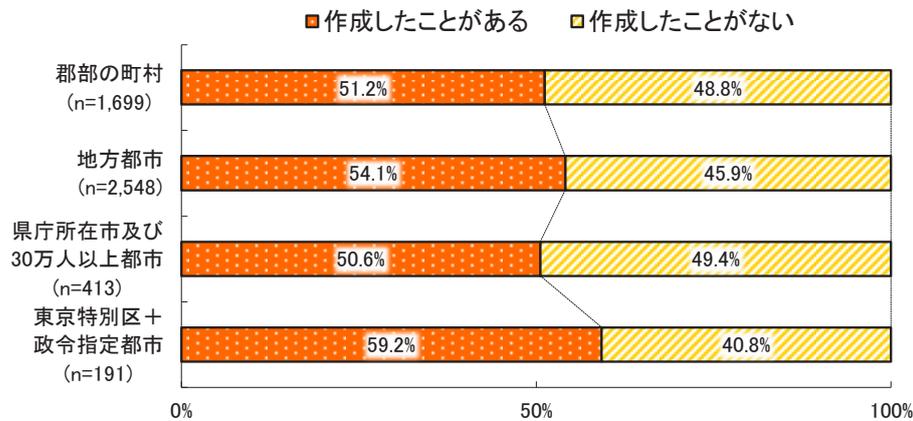
2. 「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなど、目に見えない資産のことを意味し、「産業財産権」などの「知的財産」ではなく、事業者の強みとなる資産を総称する考え方をいう。

次に、地域区別に小規模事業者の「経営計画の作成の有無」について示したものが、第1-4-24図である。これを見ると、経営計画を作成したとする割合は「郡部の町村」が51.2%、「地方都市」が54.1%、「県庁所在市及び30万以上都市」が50.6%となっており大きな差異は見られない。その一方、「東京特別区+政令指定都市」では、経営計画を作成した者の割合が59.2%と他の地域

区分に比して、やや高い水準となっている。

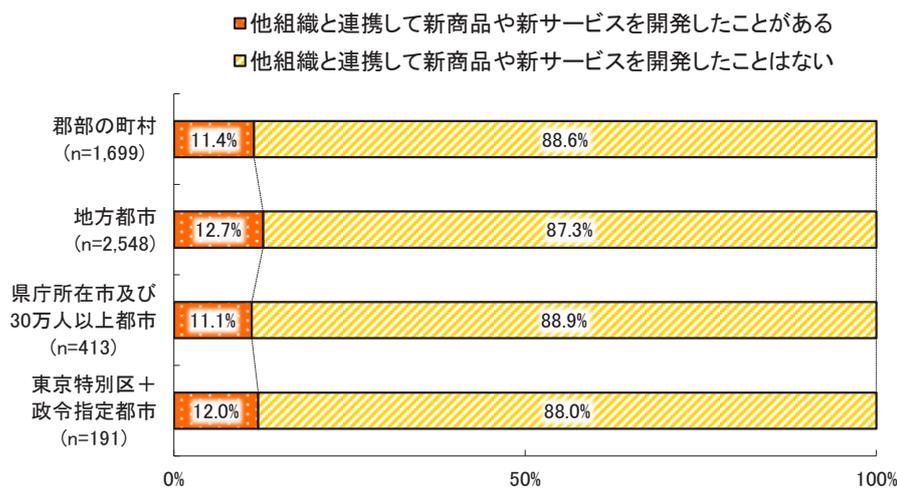
また、他組織と連携して新商品や新サービスを開発した経緯の有無を示したものが、第1-4-25図である。これを見ると、新商品や新サービスの開発における他組織との連携では、いずれの地域区分においても1割強と総じて低い水準となっており、地域区分間で差異は見られない。

第1-4-24図 地域区別の経営計画の作成の有無



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

第1-4-25図 地域区別の他組織との連携の有無



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

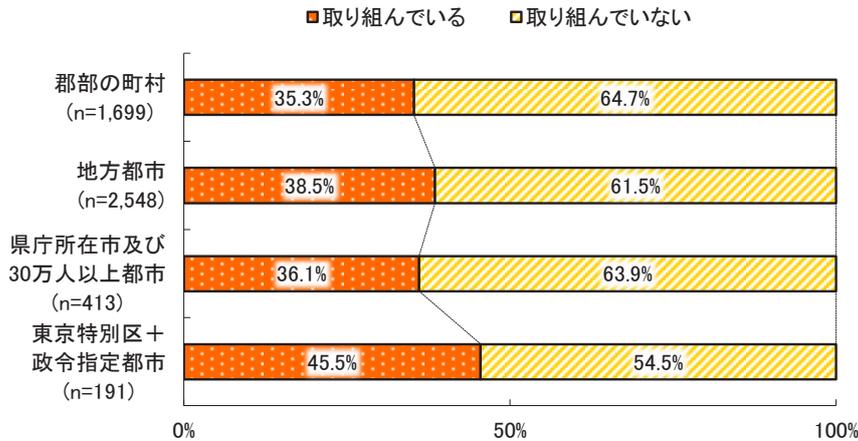
次に、地域区別に小規模事業者の「人材育成の取組の有無（直近3年以内）」を示したものが第1-4-26図、「人材の確保（直近3年以内）」を示したものが第1-4-27図である。

これを見ると、「人材育成の取組」については、「東京特別区+政令指定都市」では取り組んでい

る者が45.5%であるのに対し、他の地域区分ではいずれも3割台後半と、「東京特別区+政令指定都市」よりも、やや低い水準となっている。

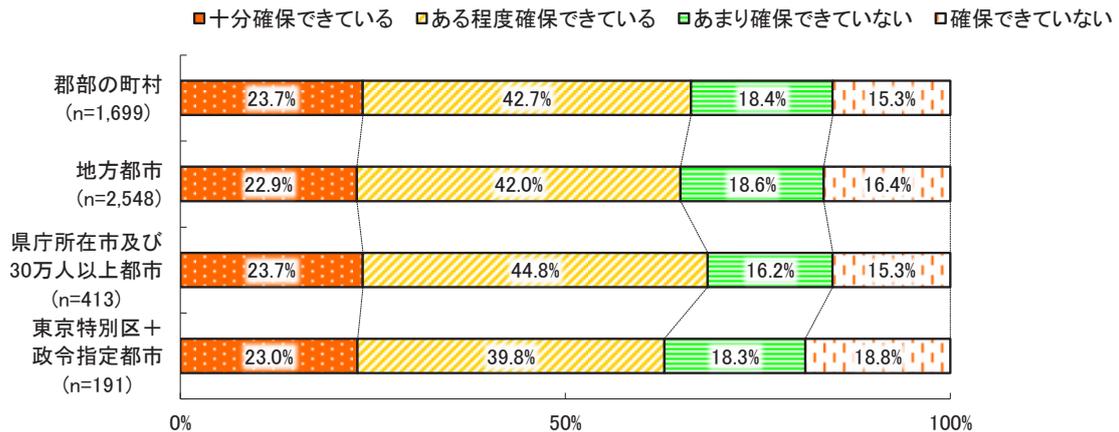
また、「人材の確保」では、いずれの地域区分においても2割強の水準となっており、地域区分間で差異は見られない。

第1-4-26図 地域区分別の人材育成の取組の有無（直近3年以内）



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

第1-4-27図 地域区分別の人材の確保（直近3年以内）



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所）  
 (注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

以上、小規模事業者の事業活動の様々な活動状況等について、地域区分別に見てきた。その結果、地域区分毎に多少の違いは見られたものの、特段の大きな差異は見られなかった。

このことから、事業活動面における地域間の格

差は思いのほか少なく、小規模事業者の置かれた地域的な制約よりも、小規模事業者が様々な事業活動に取り組んでいるか否かの方が、小規模事業者の発展を左右する重要な要素であるということができよう。

### 第3節 地域における小規模事業者の意義

本節では、地域における小規模事業者の意義の視点から分析を行う。

#### 1 地域における小規模事業者の存続期間

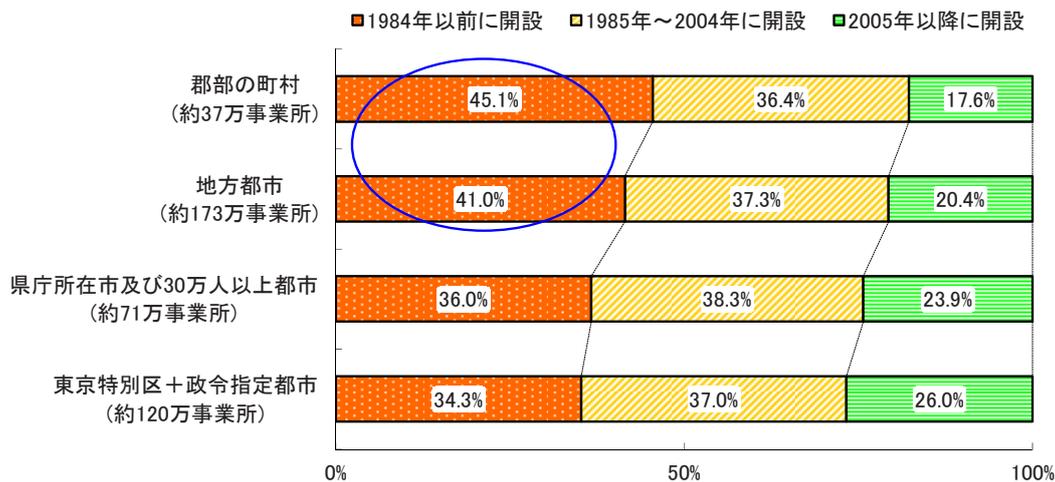
第1-4-28図は、2014時点で存在している小規模事業所のうち、30年前の1984年以前に事業所を開設した割合（30年以上存続している事業所の割合）と2005年以降に事業所を開設した割合について、その構成比率を示したものである。

これを見ると、都市部から地方部に行くに従

い、30年以上存続している事業所の割合が高くなっていることが分かる。

これは、小規模事業者は、地方部に行くほど息の長い事業活動を続けていることの表れであるといえる。

第1-4-28図 2014年に存在する小規模事業所の開設時期



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

(注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在地、30万人以上都市を除いた市部を指す。

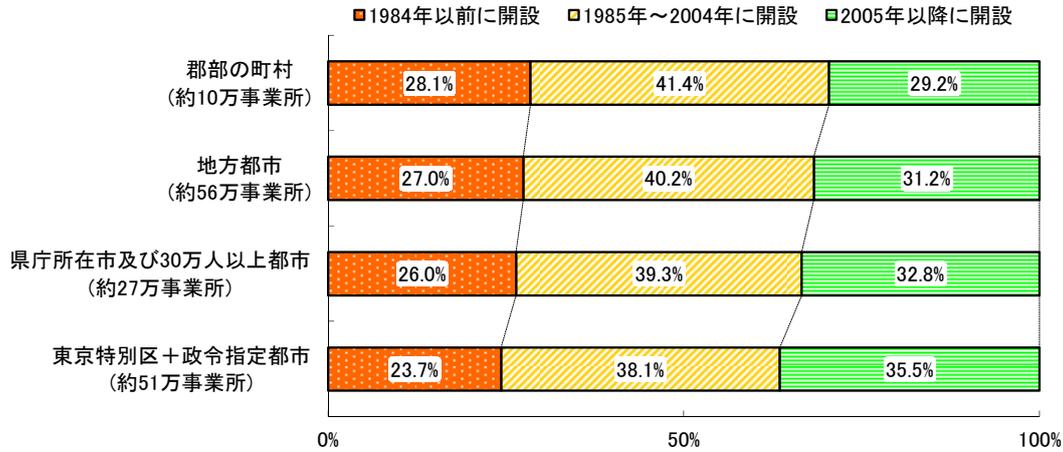
また、第1-4-29図は、2014時点で存在している中規模事業所について、第1-4-28図と同様に分析したものである。

これを見ると、中規模事業所はいずれの地域区分においても第1-4-28図で見た、小規模事業所と比べると中規模事業所の方が1984年以前に開

設した割合が低く、2005年以降に開設した事業所数の割合が高い。また地域区分による差も小規模事業所ほどではないことが分かる。

このことから、中規模事業者の方が小規模事業者に比して新陳代謝が活発であるという見方をすることができる。

第1-4-29図 2014年に存在する中規模事業所の開設時期



資料：総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」

(注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在地、30万人以上都市を除いた市部を指す。

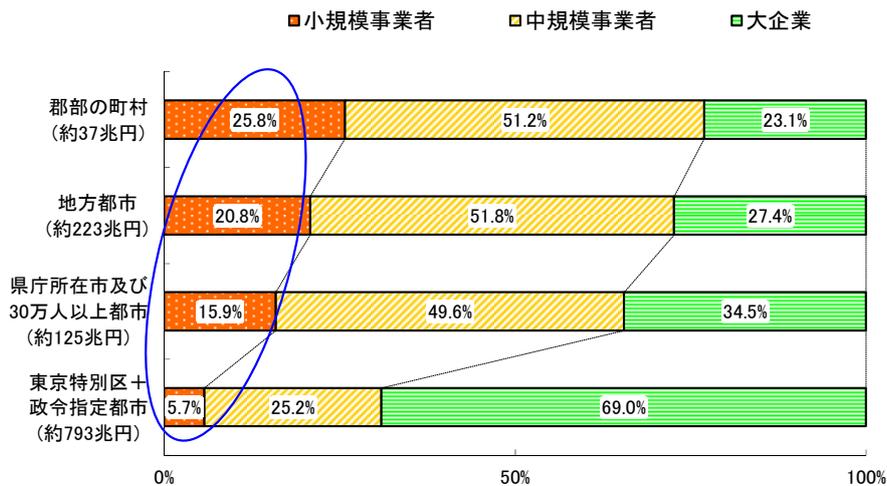
## 2 地域における小規模事業者の役割と存在感

第1-4-30図は、地域区分毎に、企業規模別の売上高構成割合を示したものである。

これを見ると、小規模事業者の売上高の割合は、「東京特別区+政令指定都市」では5.7%であるのに対し、「県庁所在市及び30万人以上都市」

では15.9%、「地方都市」では20.8%、「郡部の町村」では25.8%となっており、都市部から地方部に行くほど小規模事業者の売上高構成割合が高くなっている。

第1-4-30図 企業規模別の売上高構成 (2012年事業者ベース/地域区分別)



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 1. 企業約386万社のうち、50万社以上が売上高を回答していない

2. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

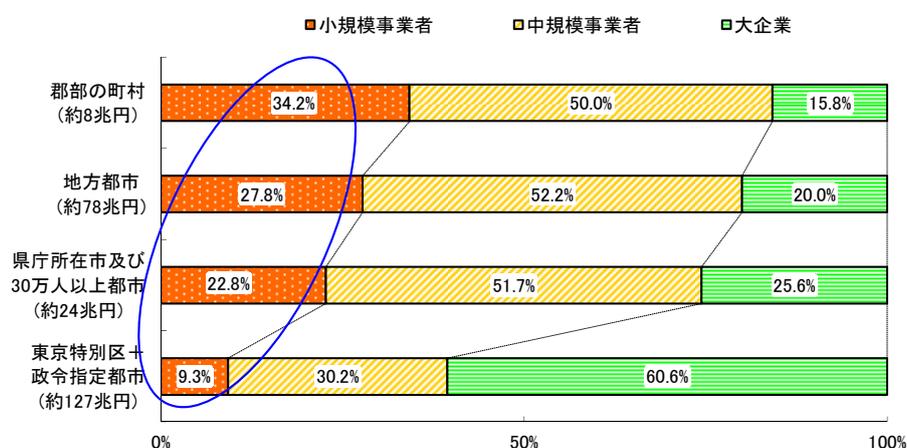
また、地域における経済活動への貢献度を、より正確に示すものとして付加価値額が挙げられる。付加価値額は、売上高から費用総額を差し引き、給与総額と租税公課を戻して算出したものであり、地域経済への貢献度を見る上でより有効と考えられる。

第1-4-31図は、地域区分毎に、企業規模別の付加価値額の構成割合を示したものである。これを見ると、小規模事業者の付加価値額の割合は、

「東京特別区+政令指定都市」では9.3%であるのに対し、「県庁所在市及び30万人以上都市」では22.8%、「地方都市」では27.8%、「郡部の町村」では34.2%となっており、都市部から地方部に行くほど小規模事業者の付加価値額の構成割合が高くなっている。

このことから、「地方都市」や「郡部の町村」ほど、小規模事業者の地域経済に対する貢献度が高いものであるということが出来る。

第1-4-31図 企業規模別の付加価値額構成（2012年事業者ベース/地域区分別）



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)1. 「付加価値額」とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出。経済センサス-活動調査では以下の計算式で算出している。

付加価値額 = 売上高 - 費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

2. 企業約386万社のうち、50万社以上が売上高を回答していない。

3. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

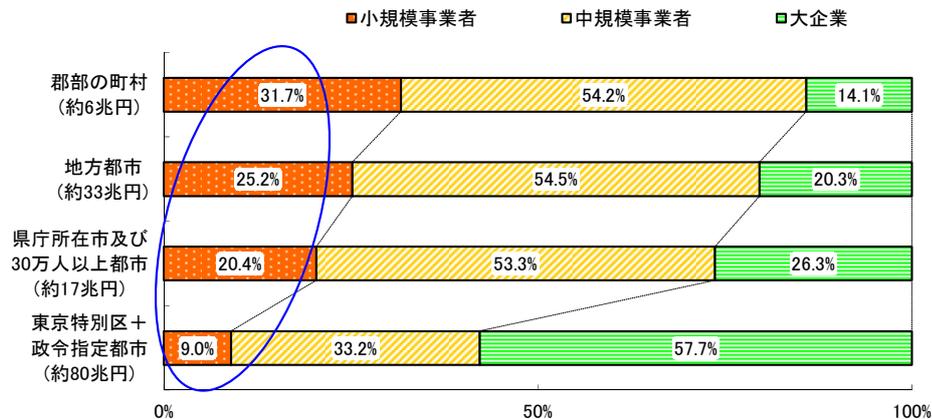
この企業規模別の付加価値額のうち、給与総額部分を抜き出して地域区分毎に構成割合を示したものが、第1-4-32図である。

これを見ると、小規模事業者の給与総額の割合は、「東京特別区+政令指定都市」では9.0%であるのに対し、「県庁所在市及び30万人以上都市」では20.4%、「地方都市」では25.2%、「郡部の町

村」では31.7%となっており、付加価値額と同様に都市部から地方部に行くほど小規模事業者の給与総額の構成割合が高くなっている。

このことから、「地方都市」や「郡部の町村」ほど、小規模事業者の地域経済に対する貢献度が高いものであるといえることができる。

第1-4-32図 企業規模別の給与総額構成（2012年事業者ベース/地域区分別）



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)1. 企業約386万社のうち、50万社以上が回答していない

2. 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

また、第1-4-33図は、地域区分毎に小規模事業者の付加価値額について業種別の構成割合を示したものである。

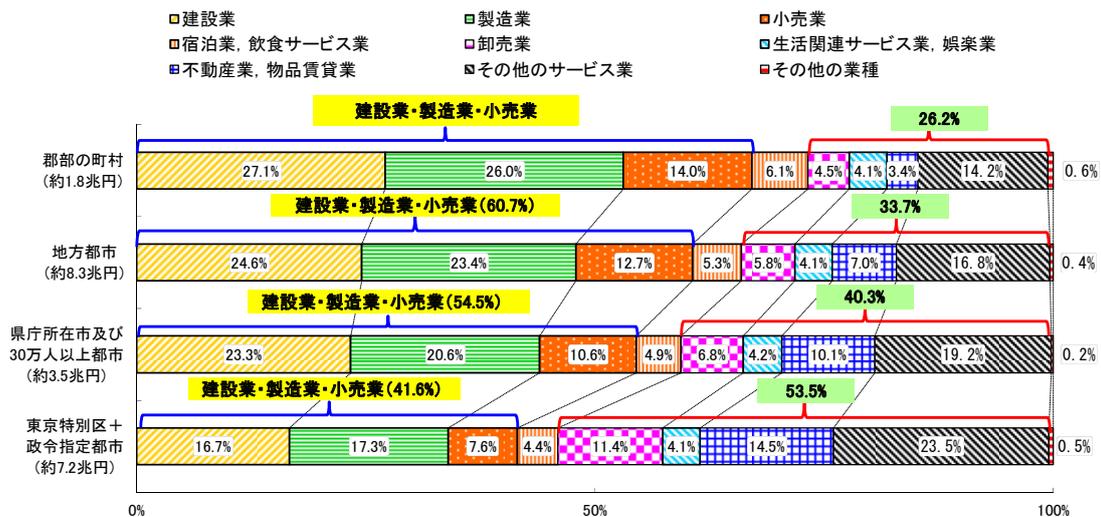
これを見ると、「郡部の町村」では、「建設業（27.1%）」、「製造業（26.0%）」及び「小売業（14.0%）」の3業種の占める割合が高く、併せて67.1%となっている。また、他の地域区分で、この3業種が占める割合を見ると、「地方都市」では60.7%、「県庁所在市及び30万人以上都市」では54.5%、「東京特別区＋政令指定都市」では41.6%、となっている。

他方、「東京特別区＋政令指定都市」では、「卸売業（11.4%）」、「生活関連サービス業、娯楽業（4.1%）」、「不動産業、物品賃貸業（14.5%）」及

び「その他のサービス業（23.5%）」の割合が高くなっており、4業種併せて53.5%となっている。また、他の地域区分で、この4業種が占める割合を見ると、「県庁所在市及び30万人以上都市」では40.3%、「地方都市」では33.7%、「郡部の町村」では26.2%となっている。

このことから、小規模事業者の付加価値額は、地方部に行くほど「建設業」、「製造業」及び「小売業」の占める割合が大きくなり、逆に都市部に行くほど「卸売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「その他のサービス業」などサービス業を中心とした業種の割合が大きくなっていることが分かる。

第1-4-33図 小規模事業者の付加価値額の業種別構成割合（地域区分別）



資料：総務省「平成24年経済センサス活動調査」（再編加工）

(注)1. 企業約386万社のうち、50万社以上が売上高を回答していない。

2. 非農林漁業のみ集計。

3. 「付加価値額」とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出。経済センサスでは以下の計算式で算出している。

付加価値額 = 売上高 - 費用総額 (売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

4. 「その他のサービス業」は、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業・保険業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）を集計している。

5. 「その他の業種」は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

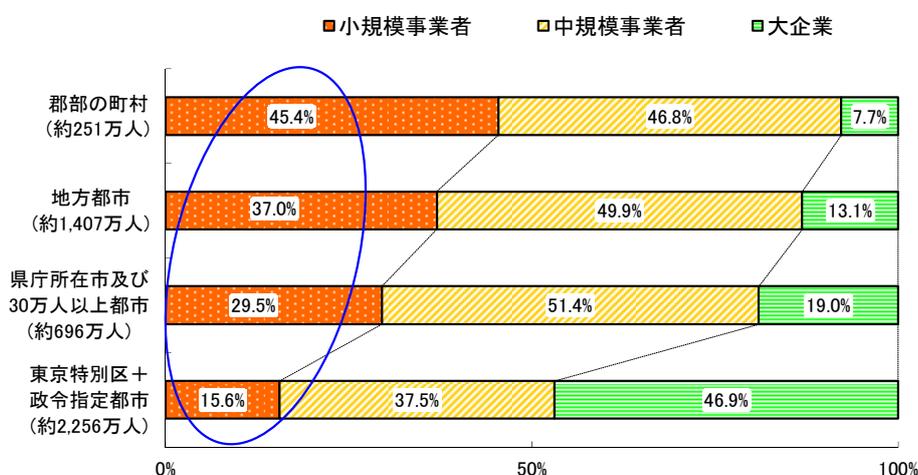
次に、第1-4-34図は、地域区分毎に、企業規模別の従業者数の構成割合を示したものである。

これを見ると小規模事業者の従業者数の割合は、「東京特別区+政令指定都市」において15.6%であるのに対し、「県庁所在市及び30万人以上都市」では29.5%、「地方都市」では37.0%、「郡部の町村」では45.4%となっており、都市部から地方部にいくほど小規模事業者の従業者数の

構成割合が高くなっている。

小規模事業者の従業者数については、これまで見てきた「売上高」や「付加価値額」に比べて、構成割合が高く、特に「郡部の町村」では約半数が小規模事業者の従業者となっている。都市部から地方部に行くほど、小規模事業者が地域の雇用の重要な担い手となっているといえる。

第1-4-34図 企業規模別の従業者数構成（2012年事業者ベース/地域区分別）



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 本表における「地方都市」とは、政令指定都市、県庁所在市、30万人以上都市を除いた市部を指す。

また、第1-4-35図は、地域区分毎に小規模事業者の従業者数について、業種別の構成割合を示したものである。

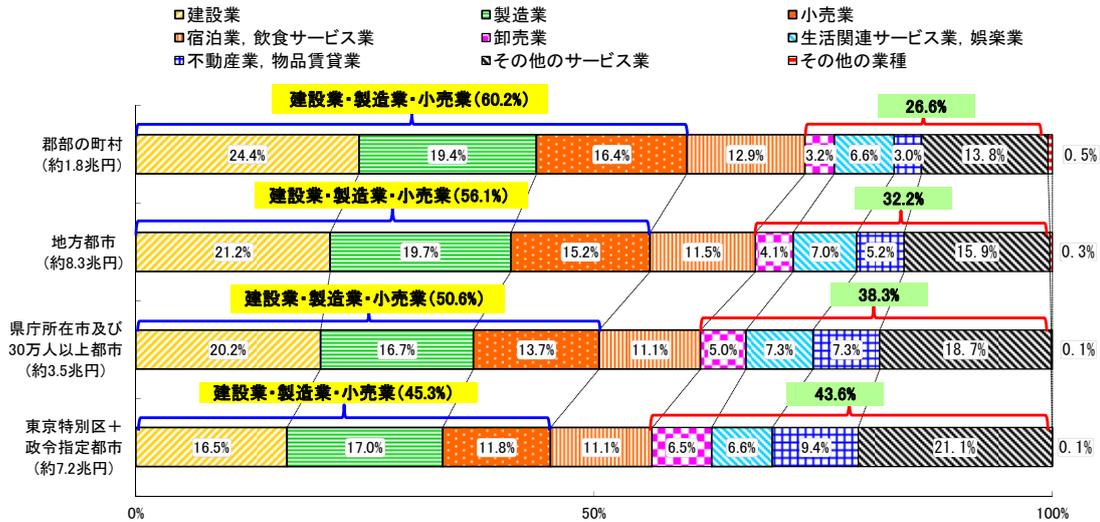
これを見ると、「郡部の町村」では、「建設業 (24.4%)」、「製造業 (19.4%)」及び「小売業 (16.4%)」の3業種の占める割合が高く、併せて60.2%となっている。また、他の地域区分で、この3業種が占める割合を見ると、「地方都市」では56.1%、「県庁所在市及び30万人以上都市」では50.6%、「東京特別区+政令指定都市」では45.3%、となっている。

他方、「東京特別区+政令指定都市」では、「卸売業 (6.5%)」、「生活関連サービス業、娯楽業 (6.6%)」、「不動産業、物品賃貸業 (9.4%)」及び

「その他のサービス業 (21.1%)」の割合が高く、4業種合わせて43.6%となっている。また他の地域区分で、この4業種が占める割合を見ると、「県庁所在市及び30万人以上都市」では38.3%、「地方都市」では32.2%、「郡部の町村」では26.6%となっている。

このことから、小規模事業者の従業者数は、地方部に行くほど「建設業」、「製造業」及び「小売業」に従事している割合が大きくなり、逆に都市部に行くほど「卸売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「その他のサービス業」などサービス業を中心とした業種に従事している割合が大きくなっていることが分かる。

第1-4-35図 小規模事業者の従業者数の業種別構成割合（地域区分別）



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)1. 企業約386万社のうち、50万社以上が売上高を回答していない。

2. 非農林漁業のみ集計。

3. 「その他のサービス業」は、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業・保険業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）を集計している。

4. 「その他の業種」は、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業を集計している。

以上、地域の中の小規模事業者について、人口との関係や地域経済における貢献性などの視点から見てきた。

事業者規模別に見ると小規模事業者は、より規模の大きな事業者と比較して、人口の影響をより強く受けやすい存在であることが分かった。また、地方部に行くほど、地域経済における小規模事業者の果たしている役割や存在が大きいことが改めて確認できた。

さらに、事業活動面における地域間の格差は思いのほか少なく、地理的な制約よりも事業活動そのものへの取組が重要な要素であることも明らかとなった。当然のことながら、地理的な制約の強弱については、小規模事業者の業種や業態等に

よっても大きく異なり、より困難な状況に置かれている小規模事業者が存在することには留意が必要である。他方で、宣伝面におけるIT活用の進展等により、小規模事業者であっても、地理的な制約を超えた販路拡大に挑戦できる環境が整いつつある。

今後、本格的な人口減少社会の到来に伴う地域内需要の縮小が懸念される中で、小規模事業者自らが、自社の持つ知的資産などを認識しつつ、知恵と工夫による商品開発や商圏拡大などを通じて、たくましく事業の継続・発展を図りながら、引き続き地域経済において重要な役割を果たして行くことが期待される。

## コラム

1-4-1

## 「地域経済分析システム (RESAS)」について

## ●地域経済分析システム (RESAS) とは

地域経済分析システム (以下「RESAS」という。) は、経済産業省が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と連携し開発した、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する“ビッグデータ”を集約し可視化するシステムである。

RESASは、客観的なデータに基づく政策意思決定や行政運営を実現していくための「切り札」として、全国約1,800自治体、中央省庁、民間企業で利活用がなされている。

## ●RESASの開発目的・経緯

## &lt;RESASの開発開始&gt;

経済産業省では、2014年6月から、地方自治体による、真に効果的な政策の立案、実行、検証、改善 (PDCA) を支援する目的で、RESASの開発を開始した。2014年10月には、地方創生にも活用できるシステムとして、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局にてRESASの企画立案・総合調整を行うこととなり、経済産業省以外の公的データ等が追加され、更なるシステムの発展につながっている。

## &lt;RESAS第I期システムの公開&gt;

2015年4月には、地域内の主要産業を特定する「全産業花火図」、地域内の産業間のつながりを表示する「産業別花火図」、個別企業の取引に着目した「企業別花火図」などの産業構造を把握することが可能な機能、人口構成や将来の人口推計が可能な機能、国内観光客の動向を把握できる機能等を搭載した地域経済分析システム (RESAS) (第I期) を公開した。

## &lt;RESAS第II期システムの公開&gt;

第I期システム公開後の2015年6月からは、輸出入の状況、農林水産業の動向、外国人観光客の動向などの機能等の追加を行っており、2015年9月には、その中で完成した一部のマップ (特許、輸出入状況、農作物販売、訪日外国人の状況等) について、第II期1次リリースとして、先行的にシステム公開を行った。

また、2015年12月には、地域経済循環、林産物販売、外国人の消費動向等についてのマップを第II期2次リリースという形で公開した。

さらに、事業所立地状況や水産業、国内の消費動向等のデータを追加する第II期3次リリースを2016年3月に公開を行い、第II期システムが完成した。

## ●現時点でのRESASのマップ一覧

コラム1-4-1①図は、2016年2月末時点でのRESASのマップの一覧である。

これらの機能を用いることで、①域外から「稼いでくる」産業、②行政区域を超えた企業間取引関係、③地域を支える「地域中核企業」候補、④自治体のお金の流入・流出状況、⑤農業部門別の販売金額の割合、⑥観光客の人口や出発地、⑦現在及び将来の人口構成、⑧人口の転入・転出先、⑨各種指標の地方自治体間での比較などを把握することができる<sup>2</sup>。

## コラム1-4-1①図 地域経済分析システム（RESAS）マップ一覧

## 地域経済分析システム（RESAS）マップ一覧

| 1. 産業マップ         | 4. 観光マップ              | 6. 自治体比較マップ          |
|------------------|-----------------------|----------------------|
| 1-1. 全産業花火図 (※1) | 4-1. From-to分析 (滞在人口) | 6-1. 経済構造            |
| 1-2. 産業別花火図 (※1) | 4-2. 滞在人口率            | 6-1-1. 企業数           |
| 1-3. 企業別花火図 (※1) | 4-3. メッシュ分析 (流動人口)    | 6-1-2. 事業所数          |
| 1-4. 稼ぐ力分析       | 4-4. 目的地分析 (※2)       | 6-1-3. 従業者数          |
| 1-5. 特許分布図       | 4-5. 外国人訪問分析          | 6-1-4. 製造品出荷額等       |
| 1-6. 輸出入花火図      | 4-6. 外国人滞在分析          | 6-1-5. 年間商品販売額       |
| 1-7. 海外への企業進出動向  | 4-7. 外国人メッシュ分析        | 6-1-6. 付加価値額         |
|                  | 4-8. 外国人消費花火図         | 6-1-7. 労働生産性         |
|                  | 4-9. 外国人消費分析          | 6-2. 企業活動            |
| 2. 地域経済循環マップ     |                       | 6-2-1. 創業比率          |
| 2-1. 地域循環図       | 5. 人口マップ              | 6-2-2. 黒字赤字企業比率      |
| 2-2. 生産分析        | 5-1. 人口構成             | 6-2-3. 経営者平均年齢 (※1)  |
| 2-3. 分配分析        | 5-2. 人口増減             | 6-3. 労働環境            |
| 2-4. 支出分析        | 5-3. 人口の自然増減          | 6-3-1. 有効求人倍率        |
| 3. 農林水産業マップ      | 5-4. 人口の社会増減          | 6-3-1. 一人当たり賃金       |
| <農業マップ>          | 5-5. 将来人口推計           | 6-4. 地方財政            |
| 3-1. 農業花火図       |                       | 6-4-1. 一人当たり地方税      |
| 3-2. 農業販売金額      |                       | 6-4-2. 一人当たり市町村民税法人分 |
| 3-3. 農地分析        |                       | 6-4-3. 一人当たり固定資産税    |
| 3-4. 農業者分析       |                       |                      |
| <林業マップ>          |                       |                      |
| 3-5. 林業総収入       |                       |                      |

黒字：第Ⅰ期システム開発  
赤字：第Ⅱ期システム開発

※1 国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」  
 ※2 現時点では、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」ではあるが、2016年4月を目途に一般メニューとして公開を予定

## ●RESASの普及について

2015年4月の第Ⅰ期システムの公開以降、5月の全都道府県での説明会、9月の「地方創生☆RESASフォーラム」及び「地方創生☆RESAS地域セミナー」等の普及活動を通じて、RESASの認知には一定の成果を得ている。一方で、地方自治体にとっては「どのようにRESASを政策立案につなげるか」が、更なるRESASの活用のために乗り越えるべき壁であることが分かってきた。

そこで、経済産業省では、地方経済産業局の協力を得て、地方自治体の中でも積極的にRESASを活用して、政策立案に役立てようとしている自治体の取組事例をまとめた、「地域経済分析システム（RESAS）利活用事例集」を作成している。

以下では、北海道札幌市の活用例を紹介する。

2 各マップの詳細については、内閣官房のRESAS専用ページを参照。(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/)

コラム1-4-1②図 北海道札幌市によるRESASの活用事例

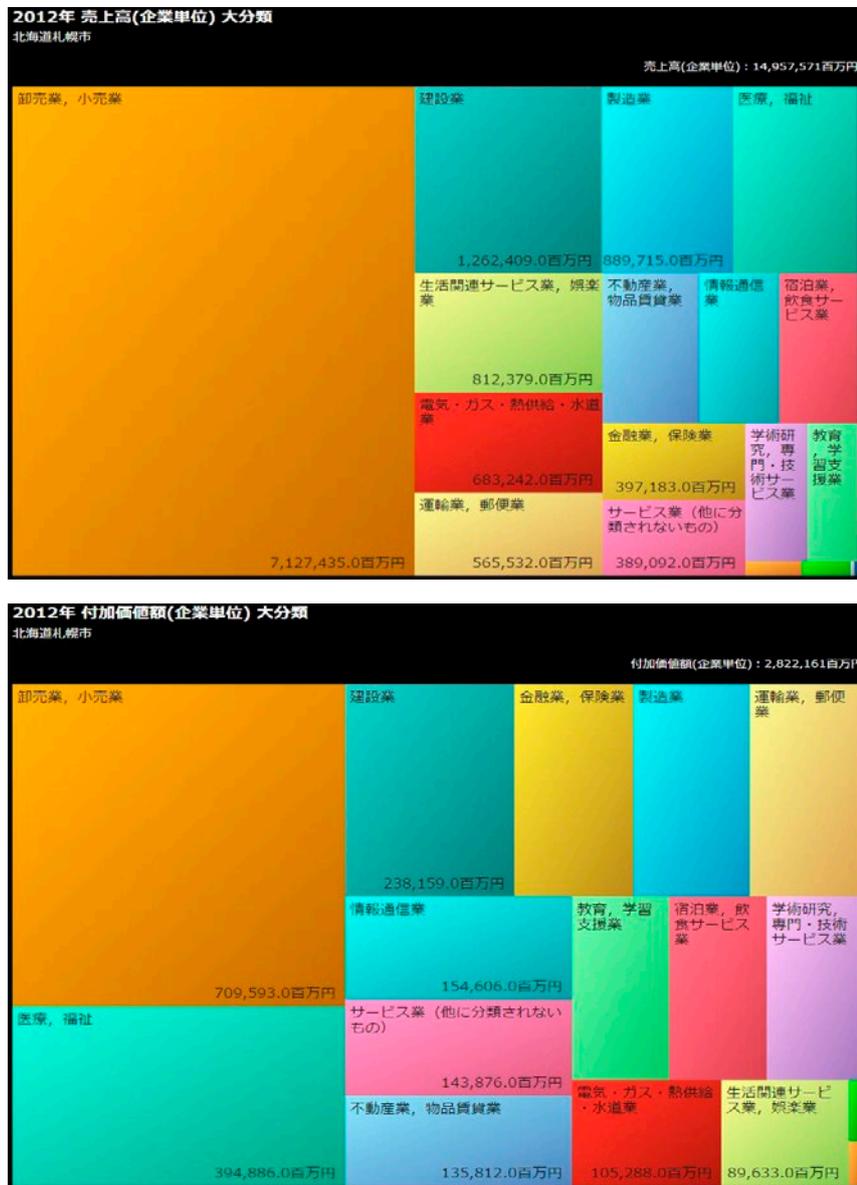
<活用の背景>

札幌市は、製造業などの重厚長大な産業が少なく、サービス業が主体の産業構造であり、そのサービス業も人口増加によって利益が出る内需型の産業が多かったため、工場などの広大な用地が不要で、首都圏からの距離も障壁になりにくいIT産業に着目し、1980年代より、研究開発型の団地「札幌テクノパーク」を整備するなど、その振興に取り組んできた。今回、RESASを活用し、札幌市におけるIT産業の優位性や課題を把握するとともに、今後の施策の方向性を検討した。

<分析内容>

(図1)は、札幌市における業種別の売上高・付加価値額を示したものである。これを見ると、「情報通信業」は一定のボリュームがあり、他業種と比較しても、雇用や投資も含め、総合的に優位にあることが分かる。

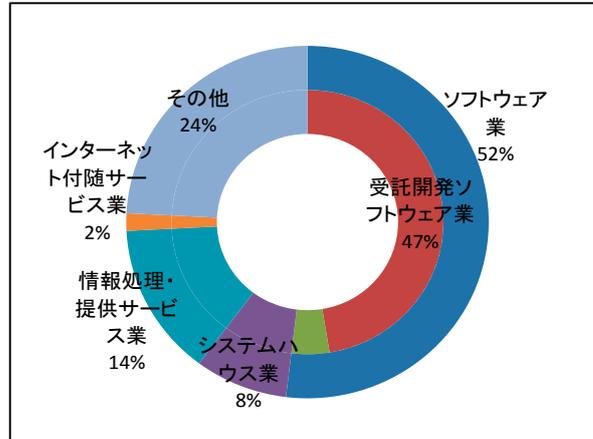
(図1) 札幌市の業種別売上高(企業単位)、付加価値額(企業単位)



資料：地域経済分析システム (RESAS)、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

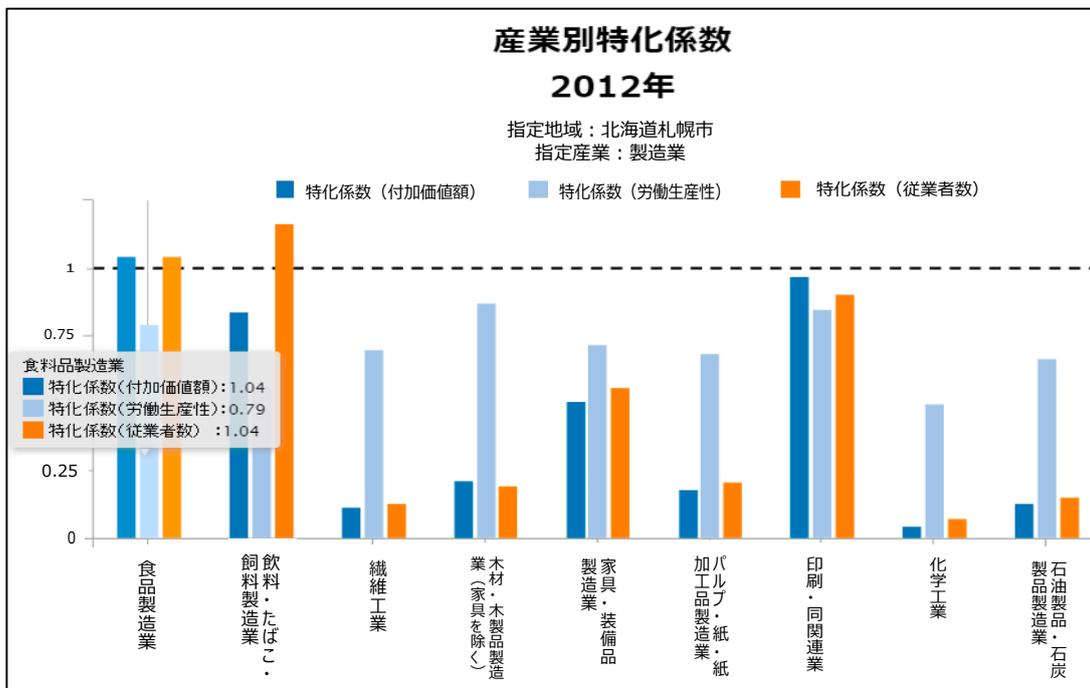
一方で、北海道の情報通信業における業務内容別の売上割合を見ると、売上の約半数をソフトウェア業が占め、そのうち大半が受託開発となっている。受託開発は、国内企業のIT投資や首都圏の大手IT企業の動向などの影響が大きく、景気動向によって売上高が左右されやすいという課題がある(図2)。

(図2) 札幌市内の情報通信業の業務内容別の売上割合



次に、北海道・札幌の強みでもある「食関連産業」についても確認する。(図3)は、札幌市内の製造業の付加価値額、従業者数、労働生産性の特化係数を見たものである。これを見ると、食料品製造業は、付加価値額1.04、従業者数1.04と他業種と比較しても全国平均並であるが、労働生産性は0.79とやや低いことが分かる。

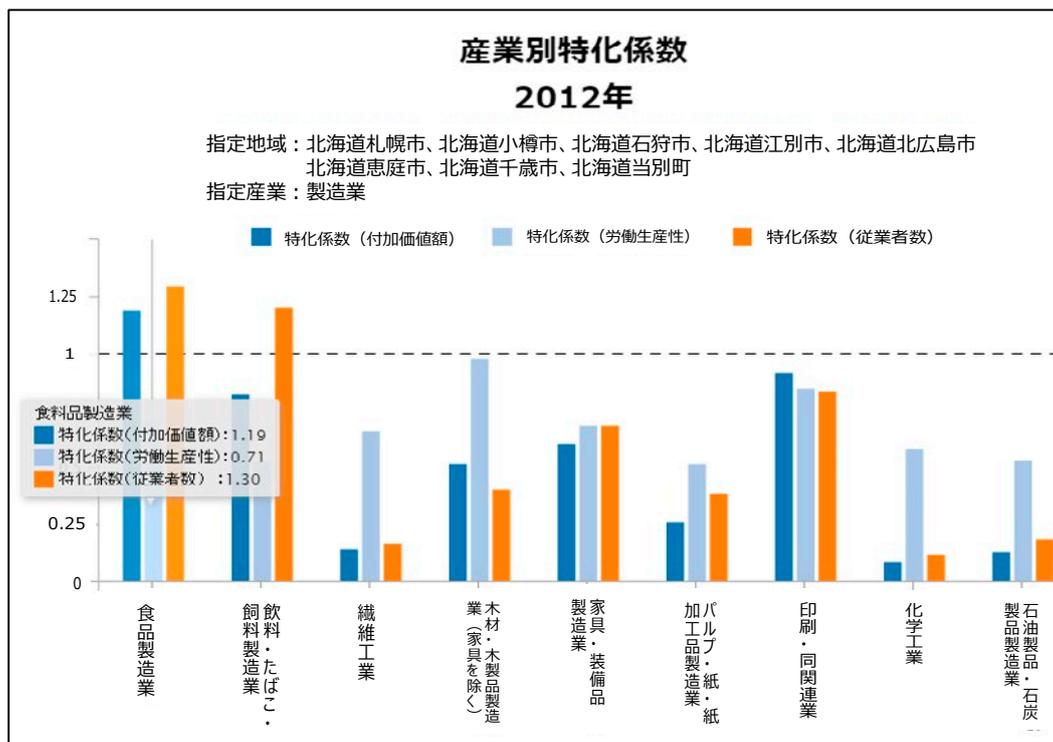
(図3) 札幌市の製造業の特化係数



資料：地域経済分析システム(RESAS)、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

そこで、札幌市とその周辺自治体である小樽市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、当別町を合算して分析する。(図4)は、札幌市とその周辺自治体を合算して、食料品製造業の付加価値額、従業者数、労働生産性の特化指数を示したものである。これを見ると、付加価値額1.19、従業者数1.30、労働生産性0.71と、付加価値額と従業者数は、札幌市単体よりも、やや高くなっていることが分かる。一方で、労働生産性は、札幌市単体と同様に、0.71と低い数値となっている。

(図4) 札幌市と周辺自治体を合算した製造業の特化係数



### <結論・今後の方向性>

札幌市の担当者は、「生産年齢人口の減少が予測される札幌市では、労働生産性の高いIT産業の発展が重要。RESASによって、IT産業の付加価値額が高いことが分かり、産業振興の方向性の裏付けができた。」と発言している。他方で、受託開発に偏りが見られるため、IT産業の継続的・安定的な発展に向けて、高度化の必要性があらためて認識されたため、今後は、北海道・札幌の強みである「食」をはじめとする他産業企業との連携により、IT産業の更なる付加価値の向上を図る取組を構築していく。

RESASを通じて、「食」産業のように、札幌市のみならず食品加工関係の工場が多く立地する石狩市や、小麦や野菜の産地である江別市など、近隣の自治体と合わせることで、付加価値額や従業者数の特化係数が高くなることも確認できたため、周辺の市町村への企業誘致にも注力するなど、札幌市のみならず広域の地域活性化を図っていく。

また、IT産業との連携は、全国平均を下回る食料品製造業の労働生産性の向上にも資するため、「食×IT」といった産業間連携を促進し、新たな製品やサービスの創出、販路拡大に取り組んでいく。

以上のように、地方自治体がデータに基づく産業支援・広域な地域経済活性化策を検討し、実施していくことで、地域の中堅・中小企業のみならず、地域内での活動を中心とする小規模事業者にも、その効果は波及していくと考えられる。

## コラム

1-4-2

## 「地域資源法改正とふるさと名物応援宣言」について

我が国においては、中小企業者の景況の回復が遅れており、特に大都市圏以外の地域での回復の遅れが顕著となっている。このため、経済の回復の動きをより確かなものとするため、地域産業資源に係る地域を中心とした地域における中小企業者の事業活動（以下「地域産業資源活用事業」という。）を促進することにより、複数のこれらの地域を包摂する更に広範な地域経済の活性化を通じて、我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成する必要から、平成19年に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（地域資源法）」が制定され、地域産業資源を活用した中小企業者の事業計画を国が認定することで、取組を支援してきた。

しかしながら、認定事業のほとんどが個社の取組にとどまり、地域活性化の観点から面的な広がり欠けることや、認定事業者へのアンケート結果では、その多くが販路開拓や情報発信が弱いことが課題となっていたため、そうした課題を解決する観点から、本法を改正するとともに、市区町村が旗振り役となって多様な事業者を巻き込み、地域を挙げた取組を推進していく「ふるさと名物応援宣言」の普及・促進に取り組んでいる。

## ●地域資源法の改正概要

## ①市区町村の役割を法定

「ふるさと名物」の開発・生産、販路開拓が各地域で積極的に促進されるよう、地域について最も詳しい市区町村が、地域の実情に応じて必要な施策を推進する旨を法律上明確に位置付けた。

具体的には、都道府県知事が、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、当該都道府県において、地域産業資源活用事業に用いられることで地域経済の活性化が図られると見込まれる地域産業資源の内容を定めることができる旨を規定しており、今般の法改正により、関係市区町村が当該内容について、都道府県知事に対して意見を申し出ることができる旨を新たに規定した。

これは、都道府県による地域産業資源の指定に当たっては、地域の実情を把握する必要が不可欠であることから、より地域に密着した基礎的自治体である市区町村の意見を尊重することが必要であり、このため、市区町村の長が、都道府県が定める地域産業資源の内容について、意見を申し出ることができる旨を法律上明示したものである。

## ②販路開拓支援

中小企業者の多くは「販路開拓」に課題を抱えており、地域産業資源活用事業を行う中小企業者も例外ではない。この課題を解決し、地域産業資源活用事業により開発・生産される商品・サービスを“売れる”商品・サービスにするためには、地域産業資源活用事業に係る商品・サービスを消費者の嗜好に合ったものにする必要があるが、これらの開発・生産を行う中小企業者は必ずしも消費者と接点を有している訳ではなく、消費者の嗜好を商品等に取り入れることは容易ではない。

このことから、消費者の嗜好に関する情報を、商品等の開発・生産を行う中小企業者に提供、フィードバックし、地域産業資源活用事業に係る商品等のブラッシュアップやマーケティング等の支援を行う事業を促進するため、これらの事業を一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を作成主体とする「地域産業資源活用支援事業（以下同じ。）」として新たに定義した。

## ③体験型観光を支援事業の対象に追加

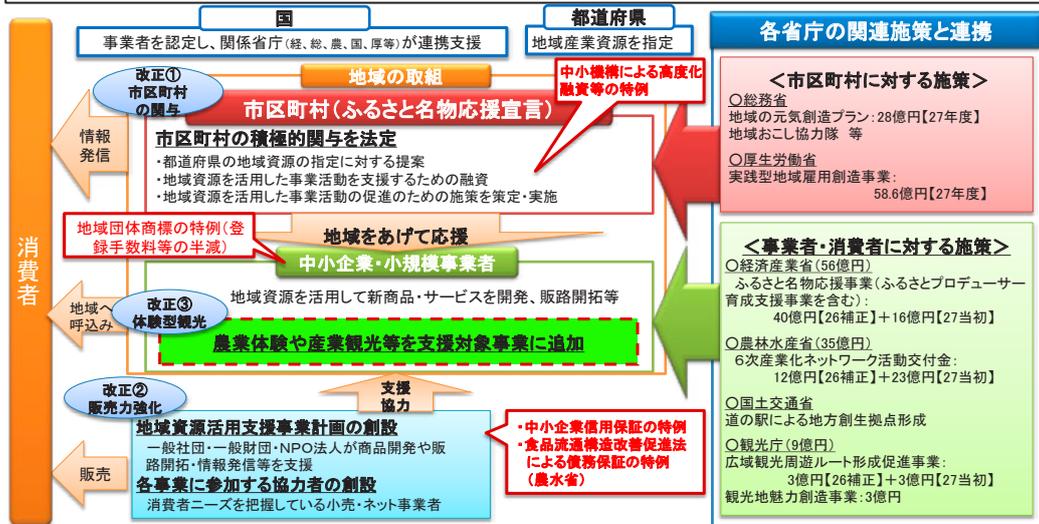
法改正前の地域産業資源活用事業の定義は、「地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品及びその生産技術を不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓」及び「地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品又は役務の開発、生産（提供）又は需要の開拓」とされており、農林水産物又は鉱工業（及びその生産技術）に係る役務の開発、提供及び需要の開拓は含まれていなかったため、産業観光や農業体験などの事業については、本法の支援対象外であった。

近年、製造体験や農業体験などを通じて着地型の観光事業に取り組む事業者が現れており、このような取組は、地域産業資源に係る地域への観光客等の流入を促進し、当該地域経済の活性化に寄与するものであることから、新たに地域産業資源活用事業の対象として加え、本法による支援施策の対象とした。

コラム1-4-2①図

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正の概要

- 現行法(平成19年制定)は、「地域産業資源」(地域の特産物として認識されている「農林水産物、鉱工業品、観光資源」)を都道府県が指定(約14,000件)し、これらを活用した中小企業の事業計画を国が認定して支援(認定件数は平成27年7月6日時点で1,358件)。
- これまでは、殆どが個社の取組で地域経済への波及も限定的、売上も少額。「地域全体での取組」と「販路開拓」が課題。
- 地域産業資源を活かした「ふるさと名物」をテコに地域活性化を図るため、  
 ①市区町村が「ふるさと名物応援宣言」するなど積極的な関与により地域ぐるみの取組を促進するとともに、  
 ②小売・ネット業者等との連携、③体験型観光への支援追加により消費者嗜好に合った商品開発・販路開拓等を促進。



●ふるさと名物応援宣言の概要

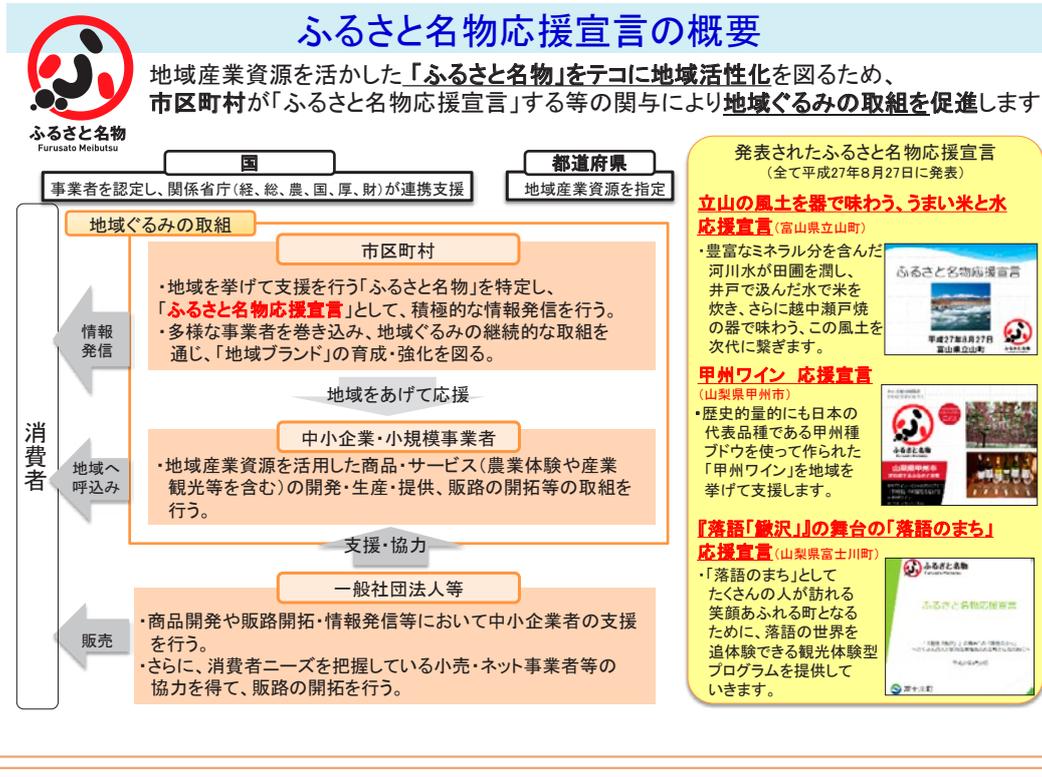
地域産業資源は、地域の中小企業者が共通して活用することができ、他地域の企業との差別化を図り、商品やサービスの付加価値を高めるための重要な要素となるものである。そのため、地域産業資源あるいはこれらを活用した商品等のブランド化により、当該地域産業資源を核とした地域産業の付加価値が高まり、地域経済の自律的な好循環をもたらすことがわかっている。

こうした好循環を実現するためには、地域産業資源を活用した「地域ブランド」づくりについて、基本的な考え方や取組の方向性を、地域の幅広い関係者(事業者、支援機関、住民等)が共有し、互いに連携しながら、域内外に対しワンボイスで発信していくことが重要である。

そこで、基本方針を改正し、地域の实情に通じ、様々な関係者との連携の軸となりうる市区町村が旗振り役あるいは後見役となって、こうした地域を挙げた取組を推進していくことが期待されている。こうした観点から、市区町村において、地域を挙げて支援を行う「ふるさと名物」を特定し、「ふるさと名物応援宣言」として、積極的な情報発信を行うことを促進している。

これにより、多様な事業者を巻き込み、地域ぐるみの継続的な取組を通じ、「地域ブランド」の育成・強化を図り、地域の売上や雇用の増大、地域経済の好循環につなげていく。

コラム 1-4-2 ② 図



発表されたふるさと名物応援宣言  
(全て平成27年8月27日に発表)

**立山の風土を器で味わう、うまい米と水 応援宣言** (富山県立山町)

- ・豊富なミネラル分を含んだ河川水が田圃を潤し、井戸で汲んだ水で米を炊き、さらに越中瀬戸焼の器で味わう、この風土を次代に繋ぎます。



**甲州ワイン 応援宣言** (山梨県甲州市)

- ・歴史的量的にも日本の代表品種である甲州種ブドウを使って作られた「甲州ワイン」を地域を挙げて支援します。



**『落語「鯉沢』の舞台の「落語のまち」 応援宣言** (山梨県富士川町)

- ・「落語のまち」としてたくさんの方が訪れる笑顔あふれる町となるために、落語の世界を追体験できる観光体験型プログラムを提供していきます。



## コラム

1-4-3

## 「JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK」事業について

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣に指定されている伝統的工芸品は、現在全国で222品目（平成28年3月現在）（コラム1-4-3図）。

コラム1-4-3図 伝統的工芸品の例（秋田県・大館曲げわっぱ／東京都・江戸切子）



これら技術は、日本のものづくり産業を築き上げた核となるものであったが、近年、「産地問屋」や「消費地問屋」を介した受注・商品生産システムの崩壊により、消費者ニーズを反映した商品づくりが製造現場では困難となっている。

さらに、伝統的工芸品の製造事業者の多くが中小企業・小規模事業者でもあり、自身の力のみでは新たな販路開拓やブランディング・情報発信等を行うノウハウやネットワークが不足している。

国では、これまでの枠にとらわれない「コラボレーション」の推進によって、現状打開に向けた支援を行っている。

#### ●「JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK」事業概要

主要首都圏を中心としたインテリアショップ、ファッション店等の「主に30代～50代の消費者層をターゲットとした小売店」と、伝統的工芸品の産地との「コラボレーション」を促す取組。

まずは、小売事業者と伝統的工芸品産地を「1事業者1産地」のルールでマッチングする。その上で、小売事業者が複数回産地を訪問し密に交流を深めると共に、産地の魅力や特徴を反映した、「売れる」商品作りや売り方についてアドバイスをを行い、新商品開発等を行う。併せて、産地も小売事業者に対して、消費者に特に知って欲しい技術の巧みさや機能面でのこだわり等を伝える。

こうした交流の中から、

- ①産地（創り手）は小売事業者（売り手）から消費者ニーズを学ぶと同時に、新たな販路を確保することができ、また
- ②小売事業者は産地から伝統技術や歴史を学び、より魅力的に商品を消費者（使い手）に紹介することができる。そして、
- ③消費者（使い手）は小売事業者から伝統的工芸品の魅力を学び、「欲しい」と思える商品に出会うことができる。

このように、本事業は「創り手・売り手・使い手」の3者でwin-win-winの関係を築き、引いては伝統的工芸品産業全体を振興することにつながる。

**●事業に対する反応**

本事業は平成26年度から開催しており、当初は東京のみでの開催であったが、平成27年度からは愛知県でも同時開催を行っている。

実際に参加している小売事業者からは「創り手の方から、じかに商品の良さを聞くことで、ものづくりに対する理解を深めることができた。今後もぜひ（商品を店舗での扱いに）取り入れたい」との声があがっており、参加事業者数も約2.5倍（20店舗（平成26年度）→51店舗（平成27年度））に増加している。

国は、引き続き当該事業を拡大し、平成28年度は関西地域での同時開催も検討しており、「小売事業者」と「中小企業・小規模事業者」のコラボレーションの輪をより広めていくこととしている。

**【JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK 2014の様子】**